

監獄協會雜誌

第貳拾六卷
第十號

明治二十一年五月創刊 第一回（十四日發行）

監獄協會雜誌第二十六卷第十號目次

○論 說	(一頁)	○通 信	(七六頁)
○監獄紀律に就て	(七頁)	○岡山便り	檀 憲 生
○講 演		○網走監獄入佛式	網 走 通 信
○所 感	法學博士 井上友一 (二七頁)	○長野監獄松本分監入佛式並追弔法會	松 本 通 信 (八〇頁)
○雜 纂		○彙 報	
○酒精と犯罪(承前)	法學士 辻 敬 助 譯 (三三頁)	○小鉄を以て同囚を毆打す	
○修 養		○疊工用庖丁を以て同囚を斬る	
○智力と徳力	尾 原 靜 乘 (四二頁)	○父母に會はんにて逃走を企つ	
○統 計	(四二頁)	○仰臥の儘にて縊死す	
○説 林	(五六頁)	○市ヶ谷監獄に赤痢患者發生	
○遺尿症の灸治法に就て		○看守長任用試験	
○寄 書	金澤 石崎 贊 樂 生 (五九頁)	○安濃津監獄の風水害	
○監獄衛生叢談(其五)	京都 小川 信 男	○九州各監獄に於ける協定	
○看守教習規則の改正に就て	(六九頁)	○司法省公文	(八七頁)
○獨 語	藤 堂 (七二頁)	○叙 任	
○前號の權き		○會 報	(八八頁)
○保護取談	伊 藤 俊 光	○協議兼講演會	
○富士佛敎親善會の設立	靜 岡 通 信	○其後の加盟保護會	
		○本會の贈與會	
		○新刊紹介	

監獄協會雜誌第貳拾六卷第十號

論 說

監獄紀律に就て

監獄は紀律の府たり府たらざる可らずとは監獄學上の一大原則なり既に紀律の府と云ふ紀律の集合する所たるを意味するものにして監獄行刑百般の事務凡て紀律を以て一貫し終始せざる可らず惟ふに軍隊には軍隊の紀律あり學校には學校の紀律あるか如く苟も組織ある團體たるからは其れ相應の紀律無かる可らずと雖も監獄殊に在監人に關しては寧ろ軍隊以上に一層深奥なる意義に於ける紀律無き能はず何となれば紀律は自由刑の骨髓にして紀律なければ自由刑無きに齊しければなり然れば監獄に於て紀律の勵行に努め違令犯行あれば假借する所なく之を處罰して以て紀律の確保を圖るに汲々たるもの固より其所なりと雖と

も紀律勵行の切要なること獨り在監人に對するのみにあらず監獄官吏に就ても又然らざるを得ず官吏か官吏としての紀律に服すべきは勿論在監人の紀律確保の必要よりするも監獄官吏たるもの自ら能く紀律に服従し以て範を在監人に垂るゝの覺悟あるべきなり人を正ふせんとするもの先づ己れを正ふすべしとは千古不磨の格言なるべし己れ自ら違令の行爲を敢てして在監人の犯行を詰責して餘す所なきは矛盾の甚しきものにして人誰れか之を笑はさらんや

吾人の最も畏敬せる某當局常に吾人に謂て曰く我監獄官吏口を開けは即ち紀律と云ふや好し姿勢禮式其制に違へは是れ不紀律なり物品の整頓其宜しきを得れば是れ紀律的なりと稱し只管之れか矯正訓練に努むるは可なれども其日常執務の狀況を觀れば之と相反するもの無しとせず事務の實際に就き違令違式と認むへき事項ありて之を推究すれば即ち云ふ實際の便宜上より此の如く爲せり或は舊來の慣例斯の如くなりしと而して規程の如何は敢て深く留意を拂はざるもの如し平素紀律を口にせる監獄官吏より斯る不規則なる言辭を聽くを遺憾とすと吾人は我監獄官吏中動もすれば規程を輕視するの弊あるを聞くこと久し此時

に當り此當局の言に對し眞に是れ頂門の一針たるの感なき能はざるなり抑紀律とは一定の法則なり秩序なり法規を離れて紀律あらざること猶影の形に従ふか如し故に紀律の確保とは法規の誤謬なく行はるゝ體裁秩序の整然たる状態を指すものとす事の輕重大小を問はず苟も法規に背反するものありとせば即ち紀律の缺如せるものと謂はざる可らず固より姿勢禮式も一の紀律なり物品の整秩宜しきを得るも亦紀律の一端たるべしと雖とも行刑諸般の關係より見れば畢竟紀律の末節に過ぎざるへし徒らに末節を趁ふて根本を閑却するあらは誤謬の甚しきものたるや明なり蓋し實務の得失便否を圖るは行政事務の一要務たるへきも是れ唯法規の範圍に於て之を謂ふを得るのみ法規は實際の得失に超越す得失便否を先にして法規を後にせんとするものあれば遂に法規無きに同し殊に其監獄に於ける區々たる慣例と謂ふか如きは甚た理由の薄弱なるものと謂ふへし惡法も法なりとの格言あり苟も相當の手續を経て改廢の行はれざる限りは之を尊重して服従せんこと法治國の本義たり况んや其惡法たらざるものに於てをや若し夫れ之を是れ顧みずして漫然舊例を株守し便宜を求むるを事とせば當に不紀律

たるの譏あるのみならず違令の責を辭すること能はさるへし
 獨逸監獄は紀律の嚴肅を以て世界に著名なるものなれども其秩序の整然として
 一絲亂れざることを眞に紀律の府たるに耻ぢすと而して其能く斯の如くなる所以
 のものは監獄官吏たるもの、一般に能く行刑の意義性質と目的とを會得し併せ
 て其本分を服膺して失はざらんことを努むるにあり其戒護官吏たることを問
 はす又下級吏員たることを否とに拘はらず紀律を遵守して違はざること彼國監獄官
 吏の美德にして大に稱揚すべき所たらずや惟ふに吾監獄制度は由來獨逸に學ぶ
 所甚た多し而して學ひて尙及はさるもの今日鮮からされども殊に紀律の點に至
 ては其及はざること甚た遠し我に在りては戒護部面の吏員は姑く之を措き其他
 の吏員に至ては概して紀律の觀念に乏しきもの多し自ら以爲らく我は戒護檢束
 に従事せるものにあらず必ずしも嚴正なる紀律に服従するの要なしと自ら許す
 もの、如く他も又之を見て寛容し敢て之を究追せず紀律なる文字は恰も戒護部
 面の専有たるか如き傾向無きにあらず齊しく監獄官吏にして一面には嚴正なる
 紀律の要求せらるゝに拘はらず他面には不紀律なる行爲も時として看過せらる

るに於ては自然戒護部面にも惡影響を來すもの無きを得ず吾人は屢戒護吏員の
 情苦を聽きたることあり而して其重なるものは此監獄部内に於ける紀律の不平
 均即ち是れなり而して弊害の波及する所紀律は唯是れ一の形式に過ぎざるかを
 疑はしむるに至らされは息まざるへし

本來紀律の形式のみに流れ易きは獨り監獄部面のみにあらざれども形式的紀律
 のみの行はるゝ間は到底眞個紀律の勵行を期せんこと百年清河を待つゝ類たら
 ざらんや縦令整然たるか如き觀あるも只是れ一の外形のみ監督者たるもの、眼
 界の及はざる所必ず時々不紀律の行爲は行はれ其結果は牽ひて在監者に惡影響
 を與ふるものありとすされは監獄事務に従事するものにおいては微を慎しみ細
 を誠しめ始終嚴正なる態度を持して失はざらんことを欲す殊に規程を尊重し之
 を保持するを以て常に職務上の義務たるのみならず徳義上最大最重の義務たる
 を忘却すへからず若し一點規程を蔑如し紀律を無視するか如き精神あれば紀律
 は既に破壊せられしに異ならず時と所とに拘はらず眞面目に紀律を嚴守して過
 らざるを以て監獄官吏の誇りと爲すの決心あるを要す彼の目的の爲には手段方

法を擇はすと云ふか如き思想は斷して我監獄界の一大禁物として之を排斥せざるへからざるなり是に於てか紀律は始めて活力生命を得監獄をして紀律の府たるの意義を實現し得るに至るへきを信す

講

演

所 感

法學博士 井 上 友 一 君

本講演に就き博士に隨處圖を以て説明され聽者の感興を牽きたること尠なからざるも印刷の都合に依り今茲には單に數字のみを掲載するは記者の遺憾とする處なれども亦餘義なき次第なり讀者之を諒せよ

私は谷田局長より御招きに與かりまして罷出た次第であります但皆さんは専門の講習を受けて御出でになつたのでありますのに此道の専門でない私共が御話を致しまして左程有益でないと思ひますから、汎く何か雑談と致した方が却つて宜からうと思つて、謂はゞ茶話會の積りで皆さんと四方八方の御話をして見やうといふ考で御座ひます、皆さんは此の講習の時間に逐はれて、折角東京に御出でになりましたも東京の見物も出来ないやうに最前承りましたが、内務省などにも地方から色々な人が参りますが、私は成るべく其人等に見物を奨めるのであります、餘り一つの仕事に熱中すると他の仕事は判らなくなる、又氣を轉ずる爲めに専門外の事を知るの誠には誠に有益のことである、どうも社會の事は

演

講

(七)

互に聯絡をして居るから何人も見聞を洩くして置く方が宜しい、初め關係がないやうであつても、其事を心得て居れば仕事をして居る途中にハア是は先日斯ういふ話を聞いたがアレのことである、先日斯ういふ物を見たが成程これと關係があるといふやうに復た啓發することも聞かありますから、矢張り専門外の事も多少知つて戴く方が宜からうと思ひます、今日は私共が平生研究して居る事柄に就て新しく到着した雑誌或は見聞したことで西洋の一二の御話を致します。

今日西洋各國が大體どういふことを頭に置いて、それを急務として研究して居るかといふと、是は極く節約して云ひますと、國民の造成といふことである、どうしたら良い國民が出来るであらうか、どうしたら優良なる多數の國民を作ることが出来るであらうか、廣い意味に於ける國民の養成といふ問題が各國上下を通じての問題である、西洋では政治に關係する人と否とを問はず此問題を大切な事として考へて居る、教育問題と言へば直ぐ學校内の問題に止まる様に聞へますが良き國民を造るといふ問題になるといふと、是は學校内は勿論の話、學校外に於ても注意すべき問題であります夫故亞米利加あたりでは近年學校外に於ける教育問題といふことまで多くの人が研究するやうになりました、學校外に於ける教育問題といふのは最前私が申上げた通りどうしたら良い國民が出来るかといふ國民造成の問題の事にて宗教家は勿論の話、警察官も、諸君の如き監獄の當局の御方も、吾々も總べ

ての人は皆此良き國民を造るといふことに従事して居る、其方から申すと諸君も吾々も多少道が違ひますけれども、心配して居る點は同じことになる、即ち國民を如何に養成するかといふ問題が今日の最大急務である、さういふ方から割り出して來て皆さんの御仕事に御同情するものであります、悪い國民があるならばそれを善道に導き、國民に缺點があるならばそれを矯めて往く、詳しく言へば社會に缺陷があるのですから、其缺陷を補ひ即ち悪い者から善い者に造り直して戴くのです、國民造成或は國民改造といふ仕事は皆さんの最も専門の仕事になるのであります。夫故國民を善道に導くにはどういふ點に於て西洋の人が身を捧げ力を入れて研究して居るかといふ概略のことを御話して見やうと思ふ、それで實は御参考になるであらうと考へて斯ういふ表を持つて参りましたから、之を各監獄に一部つゝ差し上げたいと思ひます、此統計は良民を養成するといふ大切なことから割り出して、どういふ點からして自分の方は劣つて居るか、どういふ點に於て他所よりも優れて居るかといふ長所短所を十分に國民の頭に入れて置かなければならぬといふ考で、獨逸で熱心なるシュプナーといふ統計學者が作ったものを基礎として内務省の熱心な技術家が極く簡略に小學校の生徒にまで表が行き互るやうにといふ熱心より拵へたのであります、大凡之を見ますといふと、我日本國は各國に比較して大に劣つて居る點が分るのであります、監獄内に於て皆さんの囚徒に對する場合、又特志の方々が監

獄外に於て免囚保護其他色々御關係になる仕事及御話の際などにも参考になり、殊に又諸君と共に仕事をして居るところの教誨師等に此表を活用するやうに御話下さることも亦一興であらう、斯ういふ考で此表を持つて参りましたのであります。

各國國力比較表 (四十五年一月調)

易 貨		積 面 地 民 殖				
		英	露	佛	獨	米 日
佛	露					
輸 入	輸 入					
輸 出	輸 出					
輸 入	輸 出					
輸 出	輸 出					
		一一三,〇〇〇	九六五,〇〇〇	一,〇三三,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,八九三,〇〇〇
		一一,四八〇,〇〇〇	四五八,四二八	四六四,二三三	一,〇四八,二一五	九五八,三三五
		三,〇六七,一七七	二,九二一,〇九〇	四,八八〇,二四六	二,六二五,五七五	二六,二二四,九〇九
		五,四二〇,四〇〇				

路 線 道 鐵		額 産 炭 石				
		米	英	獨	佛	露 日
米	露					
獨	佛					
英	日					
		二三八,三五六	四四,九五〇	三七,〇二六	三〇,〇二八	二二,二八〇
		五,六八九	二六八,〇六三	三二五	四一三,〇六二	〇九三
		一五,〇四八,一一三	二四,五三七,〇〇〇	三三八,〇七一,七五八	二一七,四三三,四八八	二六八,〇六三,三二五
		二,七二〇,四三七	六,一三三	一,〇七七,三九四	一,四七,三七六	一,四五二,四九五
		三,四一九	四,六五八	二,八五九,三〇七	二二,三九九	六,五五五,八三四
		一一,五八五,八七八	二一,一八九	二一,一八九	二一,一八九	二一,一八九

(備考) 一、本表に主として明治四十二年及四十三年の統計に依る

二、鐵道線中露國は西比利亞を含み日本は朝鮮を含みます

三、露國殖民地は西比利亞を含み日本殖民地は臺灣朝鮮及遼東半島を云ふ

額 産 鐵		額				
		英	獨	佛	露	米 日
米	獨					
英	佛					
露	日					
		三,五二二,七七三	三,二〇七,三一	三,六四三,九四八	四,二〇一,二八〇	五,二一五,四一一
		六,六一九,六五六	五,四二〇,四〇〇	四,八八〇,二四六	二,六二五,五七五	二六,二二四,九〇九
		二,七七三,〇〇〇	三,六三三,一〇五	四,八八〇,二四六	二,六二五,五七五	二六,二二四,九〇九

及 婚 結			產 死 及 亡 死			
獨	佛	英	露		獨	日
同 同	同 同	結 離 婚 婚	同 同	同 同	同 同	同 同
八・〇〇	〇・二七 七・八〇	〇・〇三 七・四〇	二五・九 同	四二・一 同	一九・四 同	二〇・九 同
〇・一六	〇・二七	〇・〇三	二六・四 二六・三〇	不明	三三・八 三〇・七	九二・八 一五四・〇

校 學 小			婚 離			
英	日	佛	露	米	露	日
同 同	同 同	同 同	總 千 數 人 割	同 同	同 同	同 同
六・〇六〇	一三五 五,九九六	一四三 五,六二九	四,七一九 三六 千人	一四・二〇 〇・八二	八・九〇 不明	一・三六 八・一〇

加 增 及 度 密 口 人				
米	獨	日	英	佛
同 同	同 同 同	同 同 同	同 同 同	增 密 加 度 率 口
九一、二七二 三〇	六四、九〇三 一四四	五〇、七五一 一四二	四四、四六九 九九	一九一 三九、三七六 一五
	三〇九	三四一	三七一	千人

各國人事比較表 (四十五年一月調)

兒 乳 兒 生 私 子 庶 亡 死 生 出					率
米	英	佛	露		
同 同	同 同	死 生	同 同 同	同	
三一・八	一六・二	二七・二	一九・五	二・〇	二〇七
	一六・〇	二七・四	一三九・〇	死 產 庶 私 四・五	六五
同 同	同 同	同 同	同 同	一三三、九九七 一八二	
九三・六	同	推定四一・一 統計ナシ	四三・二	一三九・〇	

殺		徒		生	
英	佛	米	獨	同	同
同	在自 監殺	同	同	同	同
六・〇九	一・〇四 五・九八	一六・六六四	一八四	九・七七九	一六一
人 監 在 及 者					
露	獨	日	米	同	同
同	同	同	同	同	同
一六・一四	〇・二七	一一・二〇	一一・九六	一一・二五	一〇・〇二

一、人口密度小學校生徒は一九〇九年人口増加率は一九〇七—一九〇九の三年平均其他は重に一九〇一—一九〇五年又は一九〇二—一九〇六年の五個年平均数を採りたり

二、在學人は現在平均数を採り露國在學人は流罪者を除きたり

是は國の力といふことを比較したので、此頃英吉利あたりで最も力を入れて研究して居る問題は今申上げた國民の造成といふことですが、それに就て彼等が主として研究して居るのは國の實力といふことであります若し國民の中に犯罪人が多數であれば即ち國の實力はそれだけ缺けて居るし、又生産の

講

演

事業に従事すべき大切なる國民が犯罪人となつて監獄内に居ればそれだけ國民の實力が殺がれて居るのでありますから、國民の實力といふことから言へば向ふの人も犯罪人の關係などには最も重きを置いて居るのであります、要するに國家の實力といふことを向ふの人は第一に考へ、此國家の實力を大に増さなければならぬ之を増すには最前申上げた善い國民を澤山造らなければならぬ、初國民を養成するには先づ國民の實力を究めて、斯ういふ點に於て足らぬ所があるから此點を補う爲に其方面の國民養成といふことを大にやらなければならぬといふことになり、それですから先づ最初には國家の力即ち國家の實力に於て日本は如何に劣つて居るかといふことを明瞭に少年時代より頭の中に知らして置くことが最も國民養成の上にて大切であらうといふので此表を作つたのであります、初の表は殖民地の事ですが、日本國の殖民地中には臺灣も朝鮮も樺太も遼東半島まで入れてあるのですが表に示した線や日本の旗は殆んど見えない位であります、然るに最も植民の多いのは言ふまでもない英吉利であります、其次は西比利亞を持つて居る露西亞、其次は佛蘭西である、次が獨逸それから比率賓を取つたところの北亞米利加である、我が國民は輒近植民地が餘程出來たと稱へて居りますけれども各國に比較して見ると誠に微々たるものであります、それから貿易額はどうか、近年日本の貿易は殖えたとは云ひますけれども、輸入の割合が多くて輸出が少なければそれだけ金貨が流れ出て行く

譯でありますから輸出に就て見なければなりません、成程日本も進んで参りました、大分上に出て居りますけれども各國に比較して見るとずつと劣つて居ります、此貿易の點から見ましても決して第一流國といふことは出来ません、第一等國といふのは日露戦争に勝つて向ふの第一流國たる露西亞を負かしたから始めて日本が第一流國になつたといふのであつて、貿易の點から見ると決して第一流國でなく、之を六つの國に比較して見ると日本は第六流即ち末流に位して居るのであります、尙ほ明かに此ことを申しますといふと、日本の貿易は人口五千萬人あつて五億萬圓でありますから一人が僅か十圓しか物を作つて外に出して居らぬ、然るに西洋では、和蘭の如きは一人で四百圓からの物を出して居ります、和蘭は小國でありますけれども貿易の點からいふと日本の四十倍に當て居ります、故に一人割の頭から申しますと貿易の點に於ては、日本は和蘭から見ると四十分の一に及ばぬといふ譯であります、尙ほ各國の順位から申しますと日本は三十七等以下り、貿易の點から言へば日本人は三十七流國でゐるといふ譯ですから大に働いて貿易高を殖さなければなりません、學校の教育は勿論工商業も農業も皆其頭でやらなければならぬといふことになるのです、それで彼の鐵の産額の如きは皆さんに極く關係がないやうであります、政府が福岡縣に彼の製鐵所を設けてやつて居るに拘らず誠に微々たるもので、日本の鐵の産額の線の上に立てる此旗が見えない位のものであります、又石炭の如き

も非常に少なく、それから鐵道の如きも非常に少くない、僅か六千哩位に達したといふことであつて、亞米利加の如き三萬哩からの鐵道を持つて居る國に比較しては誠に日本は微々たるものである、稍々日本が進んだかといふのは商船でありますか、是は海國である御蔭に斯ういかなければならぬのです、此商船だけは日本は露西亞より一步上にある、即ち六大國と比較して日本が露西亞より上にあるのは此商船だけであります、戦さに於てこそ勝つたのでありますけれども、露西亞から見ると勝つて居るのは僅かに商船ばかりだといふ有様です、故に日露戦争に勝つたといふものゝ外の點に於ては餘程力めなければならぬ際に一人でも犯罪者があつてはそれだけ國民の缺點になるのですから、餘程皆さんにも其點を能く承知して居つて戴かなければならぬのであります。

丁度露西亞の話が出ましたが、大分此頃は露西亞の形勢が好くなりましたして西比利亞鐵道はごん／＼開けて参り、又日本に負けたところの海軍は五年内に段々復舊して來た、先日も海軍の將官に聽いて見ますと、新式の艦の點から言へば今後五年経つたならば日本の海軍よりは向ふの海軍の方が新式であり、又艦の噸數から言へば更に優れて來る、即ち五年後に於ては向ふの海軍の新しい力は日本の海軍よりは良くなるであらうといふことを海軍の將官が話して居りました、日本と違ひまして財政に最も餘裕が多い、經濟に最も餘力を存して居るのであるから、ごん／＼海軍の回復をやつて其上に尙ほ日

本より優勢なる軍艦を備へ得る有様に進んで居る、尙は貿易の如きも露西亞は非常に進んで参りまして、昨年(一九一〇年)の如きは貿易の高が二十億萬圓からに上つて居る、これで見ますといふと日本の貿易は輸入と輸出とを合せましても先づ八億圓餘りであり、然るに此表を見ましても露西亞は既に十九億圓になつて居りますが、是は一昨年(一九〇九年)の表であります、又昨年の統計に就て見ますと更に二億圓増へて向ふの貿易は二十一億圓になつて居つて日本の倍以上に進んで居る、而かも日露戦争後五年間に殆ど倍額の發達を來たして居る、然るに日本は大抵一ヶ年平均二三千萬圓位の増加に過ぎない、又財政の上から申しましても殆ど四億萬圓といふものは毎年金が剩る、日本は金が足りないのですから今日各省共行政整理をやらなければならぬが、向ふは金が剩つて仕様がな、其残りの費用に依つて鐵道を架け、生産事業を奨勵し尙は教育費に使う、斯ういふ有様で向ふは戦争後段々經濟の力が進んで参り、日本は日露戦争後益々困難して参るのでありますから、是等の點も考へて如何に日本は露西亞に對しても奮發しなければならぬといふことが餘程明瞭であらうと思ふ、今年の議會に於きましても貴族院に於て大分露西亞の方が日本に對する復讐の考、即ち自分が受けた所謂千載の耻を雪がんとして色々な點に於て力を入れて居るが、政府はそれ等に就いて能く調べて居るかといふことであります、尤も是は公々然と話すことは出来ないことで秘密會として過ぎ去つたのであります、是等も餘程注意すべき

點で、一方に於て露西亞の犯罪人の如きは二十五萬人からの者が居るのでありますけれども、全體の國民から申すといふと、一年に二百萬人の人間が殖へて現に一億六千萬の人間を有つて居る、又今申上げた通り貿易は二十億圓からに上つて居る、政府の財政は四億八千萬圓からの餘裕がある、斯ういふ有様で海陸軍の回復のみならず農商業總べての點に於て漸々進んで参る、而かも露西亞の此頃の青年に向つて千載の耻を雪がなければならぬといふことで、大に鞭撻し鼓舞し色々養成に努めて居るのでありますから、斯ういふ點は餘程能く皆さんも考へて戴かなければならぬ、尙は犯罪人の多く生ずる原因は酒に在るといふことは豫てより露國政府の政策で酒を專賣にやらなければならぬ、政府が酒を賣ることにならなければならぬ、酒を飲むなど言つても已むを得ぬのでありますから、そこで政府に於て專賣を行ひ若い者に成るべく酒を飲ませないやうにし、又飲むには酒代の借りをさせないやうに即ち多くの百姓は酒代の借りをして其爲に地面を取られて仕舞う、常に高利の金を借らなければならぬのは結局酒を飲むからである、故に政府に於て酒の專賣をやらなければならぬ、又惡い酒を飲むのであるから健康にも害がある、故に良い酒を造つて政府が之を賣らなければならぬといふので十年來政府が酒の專賣をやつて居る、之で餘程犯罪人が減つたのであります、併ながら無智の人間が博奕をする、其結果は酒を飲む、其結果は犯罪人になるのですから、博奕をせぬやうに、酒を飲まぬやう

に善い方に人民を向けなければならぬ、唯徒らに叱り飛ばしても善くならぬものであるから、善導政策をしなければならぬといふので政府が酒を専賣にし、其儲かつた金は必ず地方に呉れる、地方が之を貰つて何にするかといふと、これで演劇場を設けたり、即ち芝居をやつて見せたり、又は講演會を開き通俗教育をして面白い話を聴かせたり、又これで簡易な圖書館を拵へて良い小説やら、良い書物を澤山備へて置いて其方に樂みを向けるやうにする、又これで喫茶店或は俱樂部のやうなものを段々獎勵して行つて自然其方に人の心が向くやうに、酒屋の方に通はないやうに成るべく良い方に向けなければならぬといふことで、其金を地方に送つて居る、尙ほそれで足りませぬで、同じ西洋中でも露西亞より進んだ英佛獨の書物を段々翻譯してさうして斯の如き程度の低い人民に分り易く先進國の著書を擴めてやる、即ち書物を翻譯して之を露西亞の農民に讀ませる、それほど迄に世話が行届いて居るのであります、唯單に是は監獄で罪人をどうするから直ちに善くなるかといふのでなくして、監獄に入れないやうに、囚徒になつたのではなくして囚徒になる前の話であります、今申上げたやうな色々な方法で善導政策を執つて居る、露西亞は國が壓制國であつて或は西北利亞の方に罪人を追放したり、随分酷いことをやつて居るが如く新聞や書物に現はれて居ります、それは事實で中には随分壓制の政策も多いであります、併ながら一方には斯の如き善政をして居る、今云ふやうに酒を専賣にして

儲けた金を地方に呉れて良い仕事をするといふことは、日本などでは思ひも寄らぬことで、日本では若しも金があれば必ず減税をしなければならぬといふやうな問題になるのであります、そこは露西亞は成程大國丈あつて度胸が大きい、今申上げた如く善導政策を執つて段々人民の養成といふことに深く注意して居るといふことは餘程考へて置かなければならぬ問題であります。

(第二圖一一一—一四頁參照)

此表は社會にどういふ缺陷があるといふことを示した表でありまして、即ち初表は如何に人間がすん／＼増して行くかと云ふ増加率を示したもので露西亞が一番多くて、其次は獨逸日本といふ順であります、日本より英吉利は人口が増さない、佛蘭西は最も増さない、斯の點は日本は子供が澤山ある國で他國に比して敢て遜色はない、此頃獨逸の如きは餘程弱つて參つて子供が非常に少くなつた、詰りは子供の多く生れぬ國が亡ぶる、子供の多く生まれる國が榮へて行くのであります、其點に於て獨逸あたりは大分心配して居る、此頃洋行から歸つて來た人の話には獨逸の皇帝が各地で演説されるのに、なか／＼演説の上手な人であつて餘り饒舌り過ごされて向ふの内閣大臣は困難をして居るさうですが、或る所で獨逸人は情弱になり、女が贅澤になつて、舞蹈などをやる女の交際が多くなつた、それが爲めに子供が邪魔になるから造らない工風をする、故に人口が減る、そうなると獨逸の商工業

も農業も鈍つて来る、由來獨逸の陸軍と云へば各國に比して一番強いと言はれて居るに拘らず壯丁が減つて來ては困る、故に將來は五人以上子供を育てたる者があるならば獨逸皇帝は自ら烏帽子親となつて名を付けてやらうと言はれた、所がサア名を付けて下さいといふので澤山やつて來て獨逸皇帝此頭大に弱つて居られるといふことです。人口を増さんとするには此位に骨を折つて居ります。佛蘭西の如きは從來人口が減退して居る、故に比較的佛蘭西の監獄には囚徒が少なく、たしか二三萬人であつたと思ひます、日本は六萬三千人です、併ながら一方には人口が割合に増加しない、さういふ淋しい國と比較しては日本は在豎人が多からと言つてさう多數とは思へない、寧ろ佛蘭西の國民全體がさう殖へないのが佛蘭西に取つては耻辱であると思ふ、故に佛蘭西では此頃三人以上子供を持つた者は國税を免じて貰うといふ請願を出したり、或は衆議院議員の選舉權、町村長の選舉權を有つやうにといふ請願を議會に出したり三人以上の子供を育て、居る父母には其養育料を下附しやうと云ふ議案まで議會に出て居ます、丁度根本氏が禁酒法案を議會に出すやうに毎年其法案を議會に出すのを見ましても、向ふで人口が少ないのが能く分る、其次は死亡率であります、人間が殖えるばかりで宜いのでなくして生れた子供が完全に育たなければならぬ、然るに死産や一年以内に於て死ぬる子供が非常に多くては憂ふべきことである、其點に至るといふと露西亞の方が死ぬる者が一番多くて、其次は

講

演

獨逸、それから日本、亞米利加、佛蘭西といふ順であつて英吉利は死ぬる比例が極めて少ない、日本に最も憂ふべき點はこれにあります、子供の生れて一年以内で死ぬるといふことは素より其親の不注意もあるが併し衛生當局者の罪も免れぬ、而かも日本は死産といふものが頗る多いのであります、斯う申しますれば諸君は直ちに想ひ起す點があつて困ると思ひなさるでしやう、死産の最も多いのは我日本でありますから大に注意せねばならぬ、總體の數に於きまして最近の統計では十六萬人、亞米利加が大國ではありながら僅かに八萬九千人、獨逸は日本と人口が凡そ同等であるに拘らず僅かに六萬人しかない、佛蘭西は全體の人口が少ないのであります、死んで生れるものも無論少ない、僅かに四萬人、所が日本は十六萬人です、其點に於てこそは一等國である、まづい方のものに於ては兎角日本が一等國であるので困る、舊藩の時代に於きまして、今日の警察官に於きましても亦皆さんに於きましても最も憂ふる點は死産でありまして、利根川の沿岸の如き最も墮胎が多い故に茨城地方千葉地方に於て子供を餘計育てた者に奨勵金をやらうといふやうな議があります、子供を澤山持つて居つても生活に困難しないやうにするといふのが當局者の始終心配する點ですが、私の石川縣などは幸にしてこれが少ないのでありまして、これは全く宗教の御陰であります、尤も一ヶ年に本願寺の方に賣ぐ金は三十萬圓、多い時は五十萬圓、其點に於て縣の當局者は常に云ふには地方税の方に出し惜み

をする、けれども本願寺の方には出す、アノ中の何分か貰つたならば耕地整理が出来るとか、植林が出来るといふことを申すのであります、併ながら犯罪人が少なくて死産などが極めて少ない、其點から申せば三四十萬圓を貢ぐところのものはさう多いとは言はれないと思ふ、現に石川の監獄の如きは比較的入監者が少なく、わきの犯罪人を預つて居るやうなことであります、是は矢張り信仰の御蔭であらうと思ひます、兎に角日本で最も耻と思ふ點は此死産です、其次は癩病患者の多いこと、即ち公けの報告になつて居るところの癩病患者は三萬人からであります、獨逸などは僅かに十九人しか居らぬ、元はなか／＼多かつたのであります、年々減つて遂に今日は十九人しか居らぬ、其次に日本で最も多いのは官公吏の犯罪、之が四百人から上つて居る、外國で萬國會議の時分に色々な表を出すのであります、社會統計を出して呉れといふ註文がある時分に日本で内所にして置いて出さぬところのものは第一に死産、其次は癩病患者の數、それから官公吏の犯罪、これだけは日本に於て隠して出さぬことにして居ります、是は明白地に持出しては誠に國辱である、其次は結婚と離婚であります、成程日本は亞米利加、露西亞に次いで離婚の多いのですけれども、是は色々な關係があるのであります、直ちに離婚が多いから其社會が不健全とは申されぬかも知れませぬ、最も離婚の少ないのは英吉利であります、是は英吉利の社會の制度で離婚が容易に出来ぬやうに法律が出来て居る、

離婚をする場合にどれだけの財産を分けてやらなければならぬとか、それから離婚といふことの裁判が餘程六ヶ敷なつて居るから、さういふ制度の上から來るのかも知れませぬから之を以て日本は離婚が多いやうに不道徳國であると斷定することは六ヶ敷いかも知れませぬ、併ながら離婚の點に於いては英佛獨の諸國よりは統計の上に於て餘計であることを御承知を願ひたい、それから小學校の生徒であります、此割合から見ましても日本は第一流に位する譯にいきませぬ、亞米利加の如き、獨逸の如き、英吉利の如きは日本より進んで居る、先づ佛蘭西の如き、獨逸の如きが非常に歩合が多い、現に露西亞の如きは日露戦争に鑑みて、日本が吾々に勝つたのは義務教育の御蔭である、斯ういふことで三年前に露西亞では義務教育を施行して段々國民を養成して参りますから、今後もこれに力を入れて参ると露西亞の兵隊は必ず強くなるに違ひない、露西亞の捕虜が愛媛縣に來て居る時私は捕虜の收容所を視察に往つたことがあります、露西亞では教科書が高いけれども日本は極めて安い僅か五六錢で教科書が買へる斯いふ譯でなければ將來の露西亞の兵を強くすることは出来ぬと申して居られた殊に其人は露國の教育總監部に關係の人であるといふので捕虜中に日本の教科書を悉く買ひ集めて而して參考の爲めに持歸られたのであります、露西亞はさういふ點に就ても大分注意して來た、終りに最も困るのは日本の在監人の割合が多い事です、これは皆さんは専門のことでありますから申上げませ

ぬ、それから又自殺が日本では割合に多い、これは死産に次いで困ることであり、數から申しま
 すと一番自殺をするものが多いのは獨逸で之が一ヶ年一萬二千人ある、或學者は高等の教育が普及し
 てさうして其の人々が容易に職業に就くことが出來ぬからであると言ふて居る、日本も段々それにな
 ると言はれるが果せるかな自殺者は日本に於ては獨逸より僅かに少ない、けれども一萬二千人といふ
 自殺者を出すやうになりました、佛蘭西は僅かに八千人、亞米利加は五千人、英吉利が四千人、露西
 亞が四千人であるから最も多いのは獨逸と日本である、即ち教育が進んで職業がないといふ結果は斯
 ういふことになる、在監人の割合に多いに對して自殺者の多いといふことは徐程研究しなければなら
 ぬ、現に栃木縣の華嚴の瀧に往くものが殖へて參りまして、華嚴係りといふ巡查を三人置いて取締つ
 て居りますが、それでも一年に取扱う件數は昨年の如きは六百件あつたといふ、其中どの位自殺を遂
 げるか知れませぬが、説諭を加へるものがそれだけあつたといふことであります、而かも日本の自殺
 者は毎年千人位づゝ平均殖へて參る、此自殺する者が多いといふこと、犯罪人が多いといふことは必
 ず聯絡して居ること、私は考へて居るのであります、斯ういふことで日本の長所がどういふ點に在
 るか、日本の短所はどういふ點に在るかといふことが一目して分るのであります、地方の人に御話
 を願ふ材料にならうかと思つて之を諸君に上げた次第であります。

雜 纂

酒精と犯罪 (承前)

法學士 辻 敬 助 譯

犯罪の地理的分布に於て危険なる傷害罪はアルコール消費額の地理的分布とよく相合致するものある
 を見るレイヒ氏はウールテンベルヒの犯罪率に關する研究に於て危険なる傷害罪の統計は其定住者の
 性格を示すものなりとなせり余輩は必ずしも若かく密接なる關係の存するものなりとするものにあ
 らざれども少くとも地方的風俗の象徴なりと信せんとす而して危険なる傷害罪は常習的犯人の墮落によ
 るにあらずして多くは皆一時的なる酩酊に原因するが如しレイヒ氏が一ヶ年各一〇〇、〇〇〇人の受
 刑者に付て研究の結果三ヶ年を通じて驚くべき統計の一致を發見したるはよく吾人の結論に對する有
 力なる論據たるを得べし

一八九九年 危険なる傷害罪の 60.4%は初犯者

一九〇〇年 同

59.8% 同

一九〇一年 同

59.3% 同

之を一般的に一時的特徴を有する種類の犯罪に付て見るも彼の赤貧に泣くが如き労働者浮浪人常習的竊盜犯者等所謂社會の寄生蟲として生活する者に比し住工場労働者手工労働者學生等の一時的犯罪は實に顯著なるものとす

此の如くにして裁判官の總ての主觀的經驗及總ての統計事實の證據力は過度の飲酒と危險なる傷害罪との關係が如何なる方法に於て説明せられ得るかの問題を殘すものも以下アルコールの心理的效果に就て畧説し該問題の解釋に資せんとす抑も此種の研究は前世紀に至りて始めてクレペリン氏及其學生によりて試みられたるものにして氏は先づ智的作業に對するアルコールの小飲用大飲用の影響如何に付て深く研究する所ありたり即彼は酩酊を起すに充分ならざる量に(即半リットルより一リットルのビール)よりて已に獨乙帝國の精神的給付能力の底下を來たすとなせり此等は思考力の減退に於て又簡單なる精神的労働の弛緩に於て現はるるものにして例ば中斷する數の計算に於て若くは植字工の植字に於て誤算誤植を見出すが如し加之往々にして觀念の聯合又正確を缺き外部印象の解釋に於て又顯著なる退化を來たすものとす然れども是等の精神作用の攪擾は酩酊の心理的效果の説明と云はんよ

りも寧ろ飲酒家の魯鈍と墮落との説明に近きものにして決してアルコール飲用の心理的效果の全部を盡せるものと云ふべからず尙他の重要な效果の存するを見る心理學に所謂反動作用の加速即是也吾人は經驗心理學に於て外部刺激に對する一定の運動即手足の運動舌の運動而かのみならず言語の調率による返報を反動と名づく而して外部刺激と其返報運動の開始との間に存する心理作用成立の時間は千分の一秒迄計量し得べき精巧なる裝置を以てして僅かに量定し得るに過ぎず而かも此反動成立の間は極めて少量なる飲酒の影響の下に尙一層短縮せらる此の如くにして尙例へは兵卒が最初の射撃に於て或は最も重要な場合に際して其緊張力を制禦するを得ずして完全に目標を照準するに先立ちて發砲するが如く外部刺激が實際に於て未だ發生せざるに拘らず其發生を豫想したる瞬間に運動の開始せらるゝが如き場合ありとす要之アルコールの影響の下に於ける反動作用は無意識的運動の如く(反射運動)刺激の心理作用は全く外面的に起り或は全く存在せざる也而してアルコールの心理機能の運行に及ぼす是等の影響は直接日常生活の進行に於て時々刻々に現はるゝものにして酩酊と犯罪との密接なる關係は茲に始めて明瞭たるを得べし

若しアルコールの飲用にして反動の通常の経過を亂さるるに於ては平靜なる反省作用行はれ假設的の攻撃又は全く無害なる刺激に向てさへ適當なる防禦方法見出さるゝもの也然れども化學實驗に於ける

が如く心理作用は先立てる飲酒により障害せられ刺激に對する返報たる反動は急速に發動し心理作用の完成せざるに先立て極度に達したる興奮は已に激發せらるゝもの也純アルコールの十グラム即ち1/10リットルの葡萄酒1/4リットルのビールにより已に反動作用の加速變化を見る彼の凡ての熟考せざる目的なき従て強暴なる行爲は皆此加速變化に淵源するもの也此の如くにして是等の行爲はアルコールをして愚鈍なる又無頼なる犯罪加之色情犯罪の歴史に於て名聲籍甚たらしめたり

以上アルコールの心理學的作用に關する智識によりアルコール犯罪に對する完全なる了解を得たり是等の犯罪の重要な原因に關する正確なる此智識と之によりて開かるゝ所の適當なる救濟方法に對する希望とは我帝國に於ける飲酒の習慣に原因する總ての不幸に對する唯一の慰藉たるべきを信す尙茲にアルコール以外の享樂飲用品が犯罪と如何なる關係に立つものなるやを附言すべし我獨逸帝國に於ては他の享樂飲用品は其犯罪性に付て特筆すべきものなしロンブロー博士は其「喫煙と犯罪との關係に關する病原學」に於て淫賣婦並に犯罪人の喫煙度數の比較的多きを證明せるも何等正確なる根據を有するものにあらず喫煙の心理學上の效果に於て犯罪に原因力を與ふると云ふが如きは絶對に了解する能はざる所也珈琲及茶の飲用も亦全く之と同様也是等飲料の精神作用に及ぼす影響はアルコールと全く異り犯罪が是等飲料の濫用に原因せるを發見せられたる事未だ嘗て之を聞かず

之に反して最近東獨逸に於てアルコールに對する一の危險なる競争品(エーテルの一種)現はれたり而して此エーテルは短時間に酩酊せしむるの効果あり而かも深き昏迷状態と痙攣状態とを惹起するものとす従て犯罪遂行の危險はアルコールより大ならざるも其子孫に及ぼす變性的害毒は寧ろ之に優るものあるべく而かもエーテルの習慣的飲用は家族的生活を破壊し又經濟的權衡を崩壊し遂に又同じく犯罪製造所たるに至るべし故に吾人は其國民俗となるに先立ち此の如き社會生活の危險を豫防せざるべからざる也此他阿片の吸飲が驚くべき中毒作用を惹起することあるも此習慣は東洋諸國殊に支那に限られ且其中毒の危險は吸飲者自身に限らるゝが故に茲に詳説の必要を見ざる也

修養

智力と徳力

秋田 尾原 静 乘

吾人が一杯の茶を飲むにも多少の力を要する茶碗を持たねばならぬ、口邊に運ばねばならぬ、吸はねばならぬ、是れ知らずく多少の力を要して居る。人間萬事皆な相當に力を要する力なくては何事も出来ぬ。今ま吾人の職務を思ふに彼等在監督なるものは國家の法律を無視し社會の秩序を紊亂し公民の名譽と財産と生命に對して直接と間接とに危害を加へた悪魔で有る實に猛烈なる悪魔である、而も多數の此の悪魔を收禁し、是を適當に處遇し、是に適當なる業を課し、而も是が心事の改善を計り、此の悪魔を菩薩に改造すること云ふが吾人の任務で有る、お互の使命である、思へば思ふ程、考へれば考ふる程吾人の任務は重大である而も至難事である此の重大なる任務此の至難なる使命を果すには『力』『大なる力』而も『最も強き力』を要するのである。私は嘗て看守の體力と膽力に就て話した事が有る。今日

は其他の『力』に付て少し述へてみたいと思ふ。佛説に五力と云ふ事が有る。専門に解釋すれば六ヶ敷が。通俗向に曰ふてみると先づコーである

- 一 信力 (信仰の力又は自信力)
- 二 精進力 (勉強の力)
- 三 念力 (念力岩を徹す)(思念の力)
- 四 定力 (一心不亂)(千里眼の如し)
- 五 慧力 (智慧の力)

是は單に一例に過ぎぬが大體は斯様のもので有ります。又た『力』を十種に分類して十力として有る所もあります御參考の爲めに其名稱を擧げて見ましよう(一)發一切智心堅固力(二)不捨衆生大慈力(三)貝足大悲力(四)信一切佛法精進力(五)思行禪定力(六)除二邊智惠力(七)成就衆生力(八)觀法實相力(九)入三解脱門力(十)漏盡力已上
〔三昧弘道廣顯定意經〕に十六大力と云ふ所説が有ります即ち大力の十六種である、是の中には種々珍らしい名稱が有ります専門の研究は別として單に通俗的に名稱だけを讀んでも確に『力』の養成に成ると思ひます是は少し後に譲りまして世間の五力の事を述へてみましょ、世間で能く言ふ五力とは「體

力「膽力」「智力」「才力」「徳力」で有ります、其の外に一種の大なる力は金力で有ります然し「金力」は吾人の職務に殆んど關係がない其他の五力は皆な必要で有る大に必要で有る、而して「體力」と「膽力」この解説は前回に大要を述べましたから本席は「智力」と「才力」と「徳力」の事を述べます

▽智力 智恵の力で有ります、人生に於て智恵の力は實に偉大なものである、智恵に驚くべき力か有ります、智の事を形容して克く智光と申します、晝間太陽の光りが地球面に輝く、此の力誠に強く而も廣大で有ります、夜間電氣及瓦斯の光りが大都會に輝く、此の光り亦た實に大なりと申さねばならぬ、人の智は即ち光りて太陽の如く瓦斯電氣の如く大なる力を有して居る是を「智力」と申します、昔より智の力で耻を雪ぎ、智の力で死を遁れ智の力で、功を成し智の力で發明し智の力で應用す其區域の擴大な事は形容も中々及ばぬ次第で有ります

智に就ては種々の分類法が有ります。普通に二種とするのが「性智」と「修智」である。聖人の如く生れ乍らの智は「性智」で。其他學問と研究に由て得る智は「修智」である。修行の砥石に懸けて現はれた光りが修智である。然れば智の多寡と優劣は主として修行の厚薄に基く者である動物すら相當の智を有して居るから人類ちやもの何人にも多少の智はある是は當然の事。然し私の今「智力」として唱導する智は現代智で有る、即ち現代に適する智である時代に適切なる智識である是れが尤も必要でありま

す

此の如く時代智、現代智を得るには是非とも勉強力に待たねばならぬ、新聞雜誌に絶へず眼を晒し、新時代の人に近接し、諸種の見聞より新智識を得ることに努めねばならぬ、其方法の一として公會の席に列するも可なり、現代の名士の來往停車場に迎送するも可なり、一世を風靡した大家の葬儀に參列するも可なり、要は見聞を廣くし新智を得るに在ります

▽才力 (智力)も(能力)も(才力)も一つと曰へは一ツ。別と曰へは別。解釋の仕様に依つて何うにも見られましよう、私は今ま暫く別の點てお話を致したい。私の意味する「才力」は權謀術數と云ひ策と云ひ籌と云ひ略と云ひ計と云ひ方便と云ひ方術と云ふ、此の意味を綜括して「才力」と申してをります、平たく曰へば「遣り方」で有る、總て物は「遣り方」に由る「遣り方」に由つて善くもなり「遣り方」に由て悪くもなる「遣り方」に依つて成就し「遣り方」に依て失敗する其の「遣り方」の上手にして巧みなるを「才力」と申します或る山間の古寺、正面の柱に古釘が半は打たれてある錆付て容易に抜き取る事か出來ぬ。和尚は心配して居る或る目著名なる大工が來た、和尚は此の時と思ひ古釘の抜取を大工に頼んだ、大工は承知の旨を答ふるや否や腰なる金槌を以て、コン／＼と叩き初めた和尚「コレ／＼大工殿釘の打込は誰れにも出來るお前に頼んだのは打込むのちや無い抜き取りちや」笑い乍ら大工「和尚さん暫

時の間眼を閉つて下さい」と、和尚は一寸眼を閉じた。眼を明いて見て驚いた、不思議や釘は見事に抜かれてあつた。是れを「遣り方」と云ふ

兇暴なる囚徒を處置するにも『遣り方』如何を常に考慮せねばならぬ彼等とてヤハリ「遣り方」に依りて善くもなり悪しくもなる、鎮まるも遣り方、騒ぐも遣り方である。此の遣り方の上手を私は今ま『才力』と申して居るのである

石川理紀之助翁は日本篤農家として全國に知られて居る人である、翁か村父として秋田縣仙北郡強首村の九升田部落の改善中で有る事も亦た著名の事柄である、現に本年の一月前田正名翁か北海道視察の歸途態々秋田縣を通過し九升田部落に立ち寄つて現況を視察し石川翁より親しく其經過を聴取せられた。越て翌二月前田正名氏は其令息を此の九升田に派遣し此の部落に滞在して石川翁に師事し改善の方法を見學せしめられた。去る十日私は此の石川老農に面會し前記九升田の部落改善の模様を聞く事を得た。多くの談話中殊に左の事蹟には痛切に感動した。其の要點はコレである

先づ頃此の九升田の部落内に田野盜かポツ／＼有る。先日は甲の家で豆を盜すまれた。昨夜は乙の家で大根を盜まれた是れでは困ると云ふので村民は翁の許に來て言ふには『警察本部に内報して刑事を密派して貰ひ、早く犯人を検擧せられよ』と迫る翁言く『私は此の村の父ちや村落民は皆な吾か

修

養

子て有る、吾か子の非行を表沙汰にして警察に渡すには忍びぬ』翁は考案した投票箱を造りて村民の會合を促し田野盜の犯人。心當りを付けて無記名で投票せしめた衆目の見る所。十指の指さす所。犯人の當りは付く者である投票か濟むと翁は一同に宣告する『開票は今ま行はぬ將來に行ふ、其の將來とは今後再び田野盜の事實の現はれた時に此の箱を開く、其の時犯人の當りか付くと云ふ譯。今後六ヶ月間田野盜の犯罪が無ければ其時村民立會て此の箱を封の儘焼くことにする』と投票函に封印して村社の神前に預けて有る。其後田野盜か更に無い一と月立つても二ヶ月経ても田野盜は頓ど無い、トウ／＼六ヶ月に其の犯行か現はれぬ、仍て翁は村民を立會はしめて投票箱を其儘焼いて了ふた、燒き了て石川翁は部落民一同に諭して曰く『此の箱の中に誰れかの一人は投票せられて居る然し開票せないから誰れも分らぬ私も知らぬ諸子も知らぬ、是れを知る者は天地間に神佛と犯行の當人計りてある、投票された姓名は既に燒かれた、反省して生れ替て貰ひたい、皆な吾か子である』と

其れ以來其部落に田野盜か絶へたと云ふ翁の實話

諸君此の話に對する御實感は如何て有ります、御同様感服の外はありません。是には翁の徳も大に有りましよけれど、亦た『遣り方』も實に巧いと申す外はありません

▽徳力。「論語」にも徳は孤ならず必ず隣り有り、と有るか。徳の力は實に偉大なもので有る。

「例」見真大師と辨圓、真宗の開山たる見真大師は一時常陸の國笠間郡稻田の郷と云ふ所に御滞在になつて居た。爰所に草庵を結びて毎日三里五里と化導に出掛けらるゝ、善男善女の多くは大師の高徳を慕ひて等しく法音に浴し、歡喜の涙に咽はぬものはない。然るに辨圓と申すは至て邪見な者である、此者は見真大師の隆昌を憎惡し折たに有れば殺害を加へんと計畫して居る、大師の通行を道に要して居ると、他の道筋を通りて歸庵せらるゝ、今朝は甲の道に要して居ると乙の道を通らるゝ、今夕は乙の路を番して居ると甲の路を通らるゝと云ふ風である、仍て辨圓は益々腹を立てた、今度は方針を替へて草庵に向いて、面會を求めて一思ひに殺害敢行と云ふ手段である、一日武器を懷中して見真大師の草庵を訪ふて面會を求めた、大師は自ら玄關に出て迎へ『マア、能く來られた』と心ろよく奥に導き、座蒲團を興へ火鉢を奨めらるゝ、其の相貌其の言語其動作、兎ても形容は出來ぬ、慈悲の權化とでも云ひましょか、何とも言はれぬ温しくて難有い、其れは其の善、大師の心の中は仁愛と同情で充ち満ちて居る、其れか自然と表に現はれて來るから言語も相貌も美はしくて香はしいのである、殺害を加ふる目的で乗り込んだ辨圓大將も、邪見の雲は何處へやら散し害心の氷りも何時の間にか解けて跡形もない既往の惡心を懺悔し弓矢の武器を投げ捨て、弟子に入門した。見真大師のお弟子の中に明法

房と云ふお弟子か有る即ち此の人て有る、即ち歌に『山は山、道も昔しにかはらねと變り果たる我心かな』是は徳力の感化して有る、惡徒辨圓も見真大師の威徳に化せられたので有る。徳の力には弓矢の武器も敵する事か出來ぬ、近くは、七里恒順師や新高襄氏の傳を讀んでみても、中江藤樹先生や二宮尊徳先生の傳記を讀んでみても、其の澤山な弟子や門人は皆な其徳力に化せられたので有る。吾人と雖も亦た徳力を以て人を化する事も服することも出來ると思ふ。

私は嘗て某監に奉職して居た頃、市川某と云ふ老看守か居た、此の人は年も相應に老て居た身體も小柄で一見したところて先づ弱ソナーな看守て有る而るに此の看守か一大工場の擔當て有る、此の工場には肩書付の強の者か澤山居る兇惡不逞の難物か尠くない。其れに此の弱ソナー一看守か見事に制禦して何時も泰平無事である。私は實に不思議に思つた。能く能く調へて見ると偶然ちや無い、此の市川と云ふ看守は親に至て孝行て人情か頗る温い誠に道徳家て有ると云ふ事、是れか誰れ言ふことなく囚徒間に傳はる、何時の間にか工場の者は此の事を知て居る、ソレダカラ囚徒は此の看守に扱はるゝ事を喜んで居る、満足して居る否な有る者は非常に光榮として居る、ダカラ『グ』とも曰ふものか無い、是れ畢竟同看守には徳光と云ふ犯すへからさる一種の光りかあるからである。徳力と云ふ不可思議の力に由て工場か制禦せられた徳力は實に偉大なもので有る。

又た「徳禽獸に及ぶ」と云ふ語か有るか是は更に一段高い。人の徳か人に及ぶのみでなくて。禽獸に迄及ぶ即ち鳥や獸にも及ぶのである。

(例) 柳生但馬守と澤庵禪師 三代將軍徳川家光公の時代に初めて朝鮮から生きた虎か渡つて來た。イヤモー大評判國中到る處噂とりどり、先つ將軍家光公へ御覽に入れる事になつた。虎は檻の中に居て彼方此方と歩むて居る、形ち大きくして牛の如く眼光鋭く誠に猛けくしい、檻に近き將軍を見て虎は歩みを止め將軍を注視した、其の勇猛の態度か痛く將軍の意に叶ふたと見へて「ウムあつばれなる虎ちや」と仰せられた。此時數多の陪觀者の中に柳生但馬守か居られた。將軍は但馬守を招いて「ドーチャ此の檻の中に入れるか」サア大變なり随分難題ちや。人間か虎の檻の中に入る杯危険の話しや。サスガハ一刀流の名人柳生流の御指南丈ありて毫も驚ける色なく「畏り奉る」と直に袴の腿たちを取り刀柄に右手を固め戸を明けるや否や中に飛込む。驚たものは虎である、何事か出來せしかと眼を怒らし柳生先生に向ひ飛ひかゝつた、先生速に身を轉す、先生身を上段に構へ氣合を窺ふ「エツ」の懸聲勇ましく打ち込まんとす。虎は退て後餅を搗く先生徐に刀をさけて檻より出て將軍の前に一禮した、見るもの皆な呆然たり、將軍は頗る感賞せられた。將軍の眼は更に陪觀席に注がれた、お次の番は誰れか、一同ビクビクして居る有名なる澤庵禪師。將軍は禪師に向ひ「禪師はいかゝ」と、澤庵禪師も無雙の大

徳「此儀はかりは」とは行かぬ、禪師は法衣のまゝ手には珠數をつまくりて驚く色もなく檻の中に進んだ、檻の戸が開くと禪師は緩々ど中に入る、虎は再び驚いた、破れん計り口を開くや禪師の頭上に喰付いた。かど何人も思ふならん、何ぞ計らん虎は頭を垂れて禪師の膝下に蹲居した禪師は虎の頭を撫て咽喉を摩して愛す。虎は猫の如く咽喉を鳴し眼を閉ちて眠つた、程經て禪師は檻より出て來りて平坦たり、此の時將軍を初め一座の面々は手を打ち舌を卷て感嘆せられたと云ふ事である「徳禽獸に及ぶ」確かに名言て有る、澤庵禪師の徳か彼の猛虎に及んだ證據て有る。徳の力は洵に偉大にして實に不可思議なものである諸君此の話に由て何んな感しか起りますか。柳生先生の如く武術の本能を以て猛獸を壓伏す實に痛快事である。諸君も平素武術の演習を勵まれて居るか。一朝有事に際し兇暴な因徒に對し其本能を發現し威伏して色なきに至らしむる事柳生先生の如くなるを得は實に痛快の至りである又若し身體か弱くて武術ては到底見込かないと觀念したらは退て大に徳を修むる心懸けか有りた。其には第一に親に孝行第二には陰徳厚く第三には神佛を崇敬する皆な是れ修徳の方法である。此の徳の力頗る強く無爲にして能く化す惡逆佞漢皆な柔順に服する事澤庵禪師の如くならは是れ亦た快事にして而も美はしき極みて有る要するに「力」である、何等の「力」たに無きものは遂に何事をも爲し能はんのである。

統計

大正二年八月末日現在々監人員表

(△減)

刑事被告人	受刑者	勞務場留置者	携帶兒	監獄	警察署留置場	總計	備考
男 四,三五六	男 五五,八三七	男 八七〇	男 三〇〇	男 六〇,一七五	男 九一八	男 六一,〇九三	內朝鮮人受刑者男十八名同刑事被告人男九名アリ
女 二三八	女 二,七七七	女 一〇七	女 三六	女 二,九九四	女 一六四	女 三,一五八	本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ
計 四,五九四	計 五八,六一四	計 九七七	計 六六	計 六三,一六九	計 一,〇八二	計 六四,二五一	刑事被告人 受刑者
現前月末日在	現前月末日在	現前月末日在	現前月末日在	現前月末日在	現前月末日在	現前月末日在	計
前年同月 四,二三〇	前年同月 五九,〇四四	前年同月 一,一五三	前年同月 六三	前年同月 六三,五六〇	前年同月 九三〇	前年同月 六四,四九〇	增減
末日現在 四,〇八五	末日現在 六〇,五三一	末日現在 八六七	末日現在 五八	末日現在 六四,三七七	末日現在 一,一六四	末日現在 六五,五四一	增減
前月比較 三六四	前月比較 一,九一七	前月比較 一一〇	前月比較 八	前月比較 一,二〇八	前月比較 一五二	前月比較 一,二九〇	增減
前年比較 三六四	前年比較 五〇九	前年比較 一一〇	前年比較 八	前年比較 一,二〇八	前年比較 一五二	前年比較 一,二九〇	增減
本月月中ノ新受刑者	本月月中ノ新受刑者	本月月中ノ新受刑者	本月月中ノ新受刑者	本月月中ノ新受刑者	本月月中ノ新受刑者	本月月中ノ新受刑者	增減
前月比較 一,七四四	前月比較 一,七四四	前月比較 一,七四四	前月比較 一,七四四	前月比較 一,七四四	前月比較 一,七四四	前月比較 一,七四四	增減
計 二七	計 二七	計 二七	計 二七	計 二七	計 二七	計 二七	計

大正二年八月末日現在受刑者罪名表

(△減)

罪名	男	女	計	前月末日在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月月中ノ新受刑者	前月比較	增減
竊盜	二七,七三四	一,一四二	二八,八七六	二八,八四五	二八,四〇六	△三三〇	△四七〇	一,七四四	△一七八	減
強盜	三,一一一	九	三,一二〇	三,一三五	三,三一	△一〇九	△一八一	二七	△一七八	減
賭博及ヒ富戲	四,一一三	一三八	四,二六一	四,五九三	四,二五四	△三三二	△四八五	五七一	△一八八	減
詐欺及ヒ恐喝	七,一八三	一九二	七,三七五	七,四二七	七,八六〇	△四四五	△四八九	四八九	△八〇	減
横領	二,六九八	六九	二,七六七	二,七八三	二,九九四	△一六	△二二七	三〇三	△二八	減
贓物ニ關ス	六〇一	五五	六五六	六五九	七二二	△一六	△六六	六五	△二八	減
毀棄及ヒ隱匿	六〇	七	六七	六四	九一	△三	△三〇	六	△二八	減
通貨偽造	二九一	七	二九八	三〇七	三六九	△一六	△七一	二	△三七	減
文書有價證券偽造	一,五八八	三七	一,六二五	一,六五六	一,九七四	△三三九	△三九九	一〇五	△三八	減
印章偽造	九八	三	一〇一	一〇二	一四二	△四一	△四一	八	△四	減
假證及ヒ誣告	一一五	四	一二九	一一八	一五〇	△三一	△三一	一六	△七	減
重婚	四九	四	五三	五一	九三	△四〇	△四四	二	△六	減
強姦姦淫及ヒ重婚	四三七	三六	四七三	四八九	四四九	△二四	△二四	三一	△八	減
傷害	一,六〇七	二六	一,六三三	一,六三六	一,八九〇	△四三	△二五七	一七一	△八	減
殺人	二,五九三	二〇六	二,七九九	二,八二一	二,八二三	△二二	△二四	五八	△八	減
嬰兒殺	五三	一七九	二三二	二三〇	二六〇	△二八	△二八	六	△	減
逮捕及ヒ監禁	一三	一	一四	一四	二一	△七	△七	二	△	減

東區		東區		北區		東區		北區		東區	
橫濱	和歌山	前橋	千葉	水戸	宇都宮	甲府	長野	小笠原	安曇	名古屋	静岡
東區	北區	東區	北區	東區	北區	東區	北區	東區	北區	東區	北區
一、六七七	一、二八二	一、一三三	一、〇五一	八八七	九五五	八〇六	一、三八九	一、二三四	七九六	二、二八七	七二〇
一〇五	七三	五〇	六五	一〇六	三八	四九	一四四	二五八	三二	二二	四四
二四	一〇	一一	七	七	一七	一七	一四	三二	一	一	一
一、八〇七	一、三六九	一、一九三	一、二二八	一、〇〇〇	一、〇一六	八七五	一、五四七	一、二三四	八三〇	二、五八〇	七四二
一、六〇三	一、一七	二、四四一	一、二八	一、〇〇〇	一、〇一六	八七五	一、五四七	一、二三四	八三〇	二、五八〇	七四二
一、六〇三	一、一七	二、四四一	一、二八	一、〇〇〇	一、〇一六	八七五	一、五四七	一、二三四	八三〇	二、五八〇	七四二

大正二年八月末日現在在監人員監獄別表

(△、減)

關東	關西	關東	關西	關東	關西	關東	關西	關東	關西	關東	關西	關東	關西	關東	關西	關東	關西	關東	關西	關東	關西
東京	神戶	大阪	京都	名古屋	福岡	仙台	青森	盛岡	秋田	山形	秋田	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
七五二	一、一七一	二、四四一	七五二	一、一七一	二、四四一	七五二	一、一七一	二、四四一	七五二	一、一七一	二、四四一	七五二	一、一七一	二、四四一	七五二	一、一七一	二、四四一	七五二	一、一七一	二、四四一	七五二
七九一	五九	五九	七九一	五九	五九	七九一	五九	五九	七九一	五九	五九	七九一	五九	五九	七九一	五九	五九	七九一	五九	五九	七九一
三三	二四	三三	三三	二四	三三	三三	二四	三三	三三	二四	三三	三三	二四	三三	三三	二四	三三	三三	二四	三三	三三
二〇	一〇	二〇	二〇	一〇	二〇	二〇	一〇	二〇	二〇	一〇	二〇	二〇	一〇	二〇	二〇	一〇	二〇	二〇	一〇	二〇	二〇
一、八〇七	一、三六九	一、一九三	一、二二八	一、〇〇〇	一、〇一六	八七五	一、五四七	一、二三四	八三〇	二、五八〇	七四二	一、一九二	一、〇八五	一、三三三	一、六一一	一、二一四	四四五	四九九	七八六	七六三	七六三

減 前年ニ比シ	增 前月ニ比シ	計總		道海北			沖 繩
		留 計	監 置 場 獄	十 路	網 走	樺 戸	
△一、九一七	△四三〇	五八、六一四	五七、七三二	一、一八四	一、三五六	一、三五五	三二八
五〇九	三六四	四、五九四	四、四一七	三一	一一三	二九	一八
一一〇	△一七六	九七七	九五四	五	二二	七	八
八	三	六六	六六			四	一
△一、二九〇	△二三九	六四、二五一	六三、一六九	一、二二〇	一、三五六	一、四九〇	三五五
			一、〇八二			六六二	

區州九			區國四			區			西											
三 鹿 池	宮 兒 島	熊 崎 本	佐 木 質	大 分 岡	福 岡 崎	高 松	高 松	高 松	山 口	廣 島	神 戶	和 歌 山	奈 良	大 阪	京 都					
一、三〇二	七五九	五七八	八二七	七〇六	八一五	二、〇八七	一、五四二	九〇二	八二六	九二二	七三九	一、〇二二	一、三一二	一、五四一	一、一八二	二、一三六	七七〇	八一二	三、二六〇	一、四三四
一二四	三六	五五	三三	一〇二	二二七	一九八	九八	五九	五五	二四	七八	五四	二〇八	八八	一七七	六五	二四	三八〇	一〇四	二六
二八	一三	一三	一〇	六	四六	一一	四三	一九	二八	七	一一	一四	四六	六七	一九	一六	二二	二六	二六	二六
二二	三	四	二	一	二	一	二	一	二	六	二	五	一	一	三					
一、三〇二	九一三	八九五	七五二	九二二	九二二	一、七五三	一、〇九六	一、〇〇三	九六八	七七〇	一、四〇四	一、二五五	一、七六九	一、三一七	一、三七五	八五五	八五三	三、六六六	一、五六四	一、五六四

恩赦出獄人員調

大正二年五月末日迄

月別	大正二年					總計
	一月	二月	三月	四月	五月	
中	中	中	中	中	中	九二
恩赦ノ種類	大赦 266 特赦 151 減刑 19 刑計 589 計 855					二八二
總計	大正元年十二月迄累計 九二					九二
總計	二八二 一、二一四 三、九二二 八、四二八					四、一三二 四、四一四

備考 三月以降ノ特赦人員ハ第二刑執行ノ爲メ特赦當時出監セサリシモノトス

恩赦出監者の再入監調

自大正二年三月至同年五月

報告ヲ受ケタル月日	三月			四月			五月			合 計	二月迄累計	總計
	月	日	計	月	日	計	月	日	計			
受刑入監	大赦 266 特赦 151 刑減 19 騒擾 149 竊盜 41 詐欺 15 傷害 2 賭博 3 賭博 6 賭博 3 賭博 3 賭博 3 賭博 4 賭博 3 賭博 3 賭博 3 賭博 4 賭博 4 賭博 4 賭博 4											
譯	文書偽造 1 假印章 1 偽造職 1 喝恐 1											
總計	二八二			四、一三二			四、四一四			九二	二八二	九二

備考 本表中×印ヲ附セルモノハ釋放後恩赦前ノ犯罪發覺檢舉セラレタル者ヲ示ス

恩赦出監者現在員と再入監者の百分比例

大正二年五月末日迄

年	月	恩赦出監者現在人員	再入監者ノ人員	百分比例
大正元年	十二月迄	五、四三八	一一	〇・二
大正二年	一月	六、二八二	四〇	〇・六
同	二月	六、八五三	五八	〇・八
同	三月	七、三八六	七七	一・〇
同	四月	七、八二一	九一	一・二
同	五月	八、一五一	一〇四	一・三

恩赦出獄者釋放より累犯に對する判決迄の期間

自大正二年三月至同年五月

再入監 迄ノ期間	恩赦種類		大	赦特	赦減	刑	計
	一	二					
一月以内	一	一				一八	二〇
二月以内					一五	一七	三二
三月以内					二九	一八	四七
四月以内					六六	一六	八二
五月以内	一				五一	七	五九
六月以内					二五	四	二九
七月以内					一	一	二
合計	八	六			一八八	八一	二七一
總計	八	六			二七二	九八	三七八

備考 外ニ恩赦後前罪發覺再入監セル者三名アリ

恩赦出獄後受刑の罪名調

自大正二年三月至同年五月

總計	二月迄累計	合計	三四月五月			竊盜	詐欺	傷害	賭博	文書偽造 有價證券變 造行使	恐喝	放火	強盜	橫領	贓物	住店 侵入	森林 法	計	
			月	月	月														
二六八	八三	一八五	七四	六二	四九														
五三	一五	三八	一五	二〇	三														
二	一	一	一	一	一														
二三	四	一八	六	六	六														
一〇	四	八	二	四	一														
二	一	一		一															
二	一	一		一															
五	一	四	一	三															
二	一	二	四	四	三														
一		一			一														
三		三			三														
一		一			一														
三六	一〇九	二七三	一〇四	九二	七七														

備考 本表中×印ヲ附セルモノハ釋放後恩赦前ノ犯罪發覺檢舉セラレタル者ヲ示ス

統

恩赦出獄者累犯の原因調

自大正二年三月至同年五月

- 刑餘一般ノ排斥ヲ受ケ糊口ノ途ヲ得ス貧困ニ陥リタル爲メ 八名
- 家族其他ノ繁累多ク貧困ニ陥リタル爲メ 一名
- 急迫ナル困難ニ際會シタル爲メ 十二名
- 家族内ニ於ケル不和ノ爲メ 五名
- 他人ニ誘惑セラレタル爲メ 十六名
- 飲酒ノ結果一時辨別心ヲ失ヒタル爲メ 二名
- 怠惰放逸ニシテ貧困ニ陥リタル爲メ 五十九名
- 一時ノ慾心ヲ滿サンカ爲メ 四十名
- 一時酒色ノ慾ニ駆ラレタル爲メ 二十五名
- 常習的犯罪性ヲ有スル爲メ 百三名

合計

二月迄累計

總計

- 二百七十一名
- 百七名
- 三百七十八名

說 林

◎遺尿症の灸治法に就て
予は高度の遺尿患者に灸治法を試み奇効を奏したる實験を有するを以て其の一二を紹介せん

第一例 山形縣最上郡大藏村農 加 ○ 糖 ○

生來壯健にして他に記すべき疾患に罹りたることなし、七歳の頃尙ほ遺尿あり、殊に冬季に於て其の度を増し爾來温泉、薬餌等種々加療したるも其の際僅に度を減するのみなりしと云ふ、明治四十四年十二月山形歩兵第三十二聯隊に入營し同月十六日入院、當時體格強壯、營養佳良にして全身に何等の病徴を見ず、検尿するも亦異常成分を認めず、入院後二三日間は毎夜不寤番を附し睡眠後二時間毎に覺醒せしめて拂尿を促ししに拘らず尙ほ其の睡眠間に於て遺尿し又時として自ら覺醒したるときは頻りに尿意を催し聽せて廁間に行くを常としたり、依て可及的飲料を節し且つ可成排尿を忍耐せしめ、臭剝劑の内用、カテラン、式の食鹽水注射等を試みたるも更に効驗なきを以て腰部に灸治法を施したり、然るに僅に四日間にして効を奏し尿の瀦留を忍耐し得るのみならず睡眠中も自ら覺醒して上廁するに至れり、其の後再發せず

第二例 埼玉縣八間郡大井村農 三 ○ 與 ○

箇所に於て灸治法を求め、各所に少なくも十回以上三十回點灸す、或は一の便法として二十乃至三十分逐次點灸するも可なり、技術の巧拙により差異あるも大抵十回以上反復するを要す、前記二例に於ては各所に二十回點灸し十ヶ所に要したる灸の全量は○・八瓦にして毎回二十分間を費したり

灸治法施行時に於ける注意點其の禁忌、灸治を施すに當り一回にして周圍著しく赤色を呈するものは能く感腫したるものと看做すことを得るも、若し毫も變色なく或は局部の帶黃色を呈するか如きは灸効不充分なるものなるに依り灸治の回數及灸の大きさを増加する必要ありと知るべし、假令皮膚の厚きもの雖も血液循環良好好なるものは能く發赤す、若し灸治を恐怖し且つ之を試みたることなき患者に對しては熱感を減せしむる手段として第一日に於て溫浴後皮膚の溫潤なるに乗して施行するを可とす(第二日より以後灸治法實施間は入浴を禁ぜされは局部の痲皮を剝離するの虞あり)、亦灸點部の癢痒を感じるものは點灸量過少に失したるものと推定し次回の量を増加するを要す、水泡を形成したるときは其の下側を破り痲皮を溫存し前日に同しく灸治を中止すべし、翌日に至り發炎化膿の兆あるときは外部のみ灸治を中止すへし、艾の大小に患者に應じ取捨する所あるべきも第一日より大なるものを用ふるの必要を認めず、寧ろ小なるものより始め漸次増大するときに鏡敏なる患者も之に耐ふるを得べし、若し艾の皮膚に能く附着せざるときは初め一二回は其の一端を僅に潤して皮膚に接着すべし

遺尿病なきも生來強壯ならず幼時より遺尿し十四歳の頃一旦治癒したれども大正元年十一月下旬より毎夜遺尿し十二月一日宇都宮歩兵第六十六聯隊に入營同月九日入院す、顔貌稍、痲鈍狀にして右肺尖部に於ける輕き呼吸延長及著明の腋臭あり、又檢便上十二指腸蟲及蛔蟲卵を見るも尿に變質なし、睡眠間四回乃至六回覺醒排尿せしめ毎次の尿量を測定するに一〇〇乃至三〇〇立方仙米にして尙ほ其の間往々にして遺尿せり、其の狀況詳病に非ざるものと認め「アトロピン、電氣「ブリーチ」挿入、カテラン」式食鹽水注射(此間驅蟲劑を投ず)等を施したるも効なきを以て、大正二年一月二十日腰部に第一回灸治法を施したるに奏効不明、更に二十二、二十三、二十四日反復施行したり、然るに二十五日以降は夜間一回又は二回自ら上廁し毫も遺尿せず、二月四日退院、爾後再發せず、元來遺尿の治療法たる種々ありと雖も或は効あり或は効なきもの多く灸治法も亦必しも毎回奏効するものにあらずと雖も上記二例の如きは確に其効を得たるものと信ず、予は此他輕症のものに灸治法を施し治癒せしめたる數多の實験例を有す灸點の方法大略左の如し

先づ患者を正座せしめ第三第四兩腰椎の棘狀突起間に於て陷凹せる部を基準とし其の正中線より左右各側に一指幅程を隔て、墨汁を以て黑點を附し第四第五腰椎間に順次下方に約三仙米の間隔を以て左右各三箇の黑點を附し、次に第十二助骨の尖端を目標として左右同等の位置に各一箇所、腎部の約中央に左右一箇所合計十

く二三回の後には自然に附着容易なるに至るものなり、禁忌として飲酒後のもの、妊婦、産婦、有熱者及高度の衰弱者等とす(軍醫團雜誌所載村尾氏)

◎塵埃に因る疾病

一、黑色藥 Schick's powder 黑色火藥製造所に於ては炭、硫黃、硝石の粉末飛散す

炭粉末の爲めに職工は傷害を受けず、長年此製造所に従事せる職工にても石炭粉末の爲めに疾病に罹りし事例は少なし、火藥製造所醫たるドクトル、オリヴァールは石炭燃焼の爲めに發生する瓦斯は其「クレオソート」を含有する結果有害作用よりむ己に幸福なる作用を享受しありとさへ唱へつゝあり、礦夫等に見る病は炭小片の吸入に因る肺浸潤なり、十年二十年炭粉中に勞作する中此病の初症候を呈する者にして氣管枝及肺炎に罹りし塵埃を略出し或時期を過ぎて全身狀態に變化を來たし、羸瘦し土色を呈し持續的の呼吸困難を訴へ漸次高度の惡液質に陥る、然れども肺の炭浸潤のみにては死亡せず、但炭粉は或る例に於ては肺結核の誘因たり得、醫師の報告に依るも黑色粉未製造の職工が肺結核に罹ることも他の職工より多きことなきは事實なり

硫黃粉末 硫黃粉末の爲に粘膜の刺激せらるる二三の例あるも除外例にして且つ重症ならず、硫黃片は事實に於て毒ならず持續的吸入も人間には疾病を惹起せず、著明の例にては粘膜の刺激を起し眼の發赤淚液羞明あり、然れども其經過短かく且つ重症に陥るも

のなし

上記よりして黒色粉末は殆ど無害なるものなれども工場警なるドクトル、アトギールは鼻中隔の潰瘍の原因を黒色粉末に歸せる四例を報告し粉末職工性潰瘍 Pyramidal abscess of the nose と名けたり、然れども其證明及結論等完全にあらず、殊に陸軍大臣より此アトギールの所論に對する他の粉末製造會社所見諮詢に因れば陰性成績にして獨りドクトル、ルレットは一例の鼻中隔潰瘍を報告せるも該患者は糖尿患者にて且つ長く粉末事業に従事せざる者なりき

重「クロム」酸加里、重「クロム」酸亞母尼亞、沃素及重「クロム」酸未製造に従事する職工に來たる疾病はドクトル、アトギールノ意見に依れば二様あり、一は皮膚病、一は粘膜殊に鼻中隔粘膜の潰瘍を來すものなり

皮膚損傷 重「クロム」酸が直接皮膚に働く時は多少重症を呈す、其働きは普通徐々にして殊に皮膚の健康なる中に於て然り、皮膚に缺損あるときは忽ち深蝕局所の潰瘍を形成し組織の壞死を起す、其結核は初め黄色、次で褐色、遂に黒色となる、細皮は乾燥して厚し、細皮形成の時間には諸説あり、二十四―四十八時間又五六日を數ふる者あり、手、顔、足指及濕疹はアトギールは實驗せり其他の身體に發病するは手にて該粉末を附着する爲めなり

粘膜炎 稀には歐兵管及鼓膜の損傷ある場合に化膿性の耳の炎衝を實驗せらる、呼吸器及び上消化器粘膜は屢々犯さる

「クロム」酸「カリウム」「クロール」酸「カリウム」の工場には比

寄書

監獄衛生叢談

(其五)

金澤 石崎 貧樂生

● 縊死 自殺は洋の東西を問はず近時増加の傾あり自殺の方法中百分の五十六は縊死なり百分ノ三十は入水其他は雜種なりとす又た男は縊死するもの百分ノ六十三女は入水するもの百分の四十五縊死四十四なり縊死は七月に尤も多く次は五、八、四、六、九、三、一〇、一、一二、一一、二、なりとす併自殺は四月乃至九月に尤も多し就中五月七月に尤も多く其間に中りて六月に少なし之れ氣温の關係なり精神を刺戟するの季節は自殺多し自殺の直接原因は精神錯亂の爲めにして千分ノ四百八十二は夫なりとす次は生活難薄命歎千分ノ百

酸粉未は飛散するも殆ど健康を害する如きことなし、危険なるは「クロール」酸を以て調製せる物質の容易に燃焼することなり、されど此火傷は豫防し得らるるものなり

「メリニト」、クレグリティ、Mehrf. Kroyitz 工場にて「メリニト」粉未の爲に死亡せる例なく「メリニト」「クレグリティ」は呼吸器を犯すこと甚しく保護假面なくしては數分間も其作業室に在ること出來ざる程なり、之を吸入するときは時として嘔吐或は下痢を起す、熱發及脈搏頻數を伴ふ、常に來たり且つ必要なる症候は皮膚の黄色となることにて遂に劇しき痲痺を惹起す(軍醫團雜誌所載)

四十九病苦千分ノ百三十三痴情、疾妬、千分の五十二前非悔悟千分ノ三十三親族不和千分ノ二十八損失の爲め負債苦悶刑の免れ難き爲めは千分の十鬱憂によるもの千分ノ四なりと云ふ

自殺に縊死者多く縊死者に精神錯亂多きを思へば在監者の取扱ひ上精神状態の觀察に付て注意を要するや論を俟たざるなり精神上の觀察より彼等を慰安し彼等を決意せしめ忍耐力の足らざる所を補ふことを得て自殺を豫防し得ることの尠少なからざるべきを信ず之れ實に自殺救助法の一なりとす

縊首を發見する早ければ之を救ふに於て易しと雖若し發見遅延すれば之を救ふに於て術なし故に戒護に従事する人は常に茲に注意し其發見を速にし救助の易きに至らしめんことを望むや切なり近來發見の遅速に關せず早く已に眞死となることを説

くと雖之が爲めに發見を速にする必要なしと云ふに非ず縊死者を發見するや慌てることなく沈着の態度を以て速に扉を開き身體を抱き上ぐる様にし除に其繩索を緩め靜に床上に仰臥せしめ繩を解き帶を去り胸を開き扉及び窓を開き空氣の流通を完全にし背部に小枕様の物を入れ蒲團或は被服を折り重ねて入るゝも可なり以て胸を張る様にし直ちに人工呼吸を行ふべし其際助者は手拭にて舌を巻き口外に引出し空氣の吸入を便にす其間顔及胸に冷水を吹き掛け鼻腔内に紙捻又は烏毛を入れて刺戟し醫師の來るを待つ然ども眞死にあるものは如何に人工呼吸を施すも何の功なし縊死は器械的窒息による者にして常に頭の周圍に繩索を掛け體重にて絞めたる者を云ふ然るときは直ちに人事不省となり極僅にして死するものなり喉頭氣管の壓迫せられて呼吸道不通となることは

稀なり繩索の位置は舌骨と喉頭の上縁の間に位すること尤も多し爲めに舌根は上後方に上りて咽頭の前壁に密着することゝなる故に呼吸道閉塞するなり呼吸道の不通は窒息し得るも死は單簡に之にて起るに非ず一は頸靜脈の壓迫にして爲めに血管内膜破裂し居ることあり腦は酸化作用に故障あれば鋭敏なる反應を起す之れ動脈壓迫にて新鮮の血液來らず靜脈壓迫せられて汚血排去せられず之れ呼吸道閉塞よりも人事不省及び死に陥り易き所以なり今一は迷走神經の壓迫刺戟によるウワルレン氏は本神經を壓迫して麻酔藥に代へたることあり腦循環の故障と迷走神經の壓迫にて亢奮次で麻痺を起し心臓の動作を妨げられ死の原因となるなり人を殺害したる後自己の犯跡を掩はんが爲めに屍體の頭に繩索を施して高所に懸垂し自ら縊死した

るか如く装はしむることあり然るときは索溝ありて生前に生したるものか死後か判定を要することあり故に索を解くに中り能く其狀況を記憶せざる可らず懸垂後の時間は緊士能く之を知ることを得べし

他殺は多く絞扼二殺を取るを以て縊死を装ふが如きことあるも直ちに判定し得べし然ども自殺せんとして自ら兇器にて負傷し死せず縊死することあり一見他殺の如く見ふ

千八百八十七年より同九十一年に至る人口百萬人に對する自殺者左の如し

丁 抹	二五三	佛蘭西	二一八
普魯士	一九七	日 本	一八四
英吉利	八〇	和 蘭	五八

我邦人は自殺氣質多し又た死を輕んすること即ち命を惜まざること原因なるべし決斷能くして死を

惜まざることは一方向時等には其強き所以にして美質なるか如きも一面には忍耐力の欠亡にして大業を爲し能はざる所以なり一得一失なるべし

●斷種法の *Forfeiture* 從來唯だ斷種法を施されたる個人的理由の外に近時に至ては又社會的犯罪學的及び種族衛生的理由の下にこれを施さるゝに至れり瑞西に於ては屢々精神病者に斷種法を加へられたりインデア及びコンネクチャット(北米)に

於ては千九百七年及千九百九年以來囚人或は精神病者の強制的斷種法の法律設けられ今日迄に八百七十餘名の犯罪者は不妊にせられたり凡そ三回まで禁錮或は懲役の宣告を受けたるものはオレゴンにては斷種法を加ふることを得然なくとも其生涯の大半を離閉されたる病院内に送る所の癡狂者の去勢よりも一層重要なるは健病の境界にある分子の去勢なるべし即ち右種之精神異常者智能的及び

道德的、低能者、浮浪者、詐欺師、癡癩、歇私的里の傾向ある者等これなり著者はウイースロツホ病院に於ける百七十名の男子に斷種法の餘義なきものを檢せり然るに此の強制法の實際上の效果は僅微なるべし如何となれば此等の者の中には小兒の數は甚だ少なく且つ小兒の産出は院内の收容に依て久しく其効を得たるを以てなり犯罪者の大多數は斷種法に依て偉効を收め得るには醫師の觀察を受くること餘りに遲きに失せり百十七名の放免者に於てもこれに類する狀況なりき要するに有罪

は以て種族衛生斷種法に向ての指示となすべきものにあらず著者は又斷種法に對する社會的適示を排斥せり政府は續生の人工的制限に就ては只極めて精密に限定されたる除外例を許し得るに過ぎず

Drauschist Hegar

佛國リオン大學教授ラカツサニユは外科的殺菌法

甚だ精密に且つ比較的研究せり其成績を見るに約十六%は確かにアルコール性犯罪に屬せりアルコール性犯罪の主なるは人事犯に屬し財産に關する件(六十八)の内竊盜は尤多く(四十四)多少考慮を要する文書偽造の如きは最も少なし(二)人事に關する件中風俗に關する件(猥褻行為)は告發せらるゝこと比較的少なし是れ被害者は多くは女子及び小兒にして告發を躊躇するが故なるべし

男子懲戒監ワルドハイムにて千八百六十乃至七十六年に入監せるもの、内五%は酒客に屬せりと稱するは蓋し最低數なるべし

ウユルランベルヒにては典獄シツハルト氏によれば千八百七十七乃至八十八年に入監せる懲役監囚三千八百八十一人中九百三十九(二十九%)は常習酒客に屬し放火犯中三十四%風俗犯中三十六%

の進歩により流産及び避妊の危険なく行はるゝ爲めに佛國現時に於て此種の犯罪を犯すもの年々五十萬を算すと云ふ

明治四十四年に於ける人口百人に付ての死亡は二一・一プロセントなりと而して在監者の死亡は一八・八プロセントなり四十四年の在監總人員は二十九萬四千八十四人内男二十六萬三千六十人、女三萬二千二十四人にして一日平均人員は七萬四千三百三十四人なりとす病者は十三萬三千四百九十五人にして死者は千三百四十六人なり

酒客と犯罪 バイエルン王國にては千八百九十四年監獄に監禁せられたる男因中常習酒客男二十八・二%女十八・二%を占め酩酊に乗じて爲せる犯罪は男二十一・九%女七・二%なり

ザクセン王國にてはドレスデンの地方裁判所區域に於て千九百年は中酒と刑事の關係を罪跡に就て

三%竊盜中二十八・〇%詐欺中二十五・七%偽誓中二十四%は酒客なりき

身體傷害に關する犯罪は千八百八十三乃至九十二年は獨逸全國に於て刑事引責年令者一萬に對して平均百六十三を産せしか危険なる身體障害(凡て人に對する犯罪)の火酒、葡萄酒、及び麥酒飯用の最も盛なる其の中心地方に特に多きことは注目すべき事實なり脅迫に關する罪も亦た同じ千八百八十二乃至九十一年は全プロイセンに於て平均十八を算し他邦にては之よりも遙に多し其他學生は中等以上の生活を爲すにも拘はらずアシヤ、フェンブルグ氏に依れば暴行に關する犯罪多きは事實なり千八百九十三年の統計によれば普通人民に比して物品毀損に關する罪は二倍官吏に對する抵抗脅迫は三倍侮辱一倍半身體傷害家宅平和侵害は殆んど回數を呈し詐偽竊盜の如きは甚だ少し是等の行

爲は不充分なる教育及惡風感染の結果のみにはあらずして必ず飲酒の罪大なるべし

英吉利にては法官及び典獄の保證する所によれば犯罪の四分の三乃至五分の四は飯酒に發するものなりコレツツチ氏は千八百七十七年大審院の開始に際し發言して曰く暴行に關する犯罪は殆ど總て飲酒店に於て行はるゝものにして而かも酩酊に因すること疑なしドウ、コルヅイーユ氏は千八百七十八年中飲酒に關する犯罪は犯罪總數の殆ど二分の一を占むるものなりと云へり英國に於ける犯罪の五十%は飲酒に因ることは警察署に於ける報告によりて明かなりイングランド及びウエルズにて千八百九十三年犯罪の爲め取扱はれたる六十六萬九千二百八十一人中二萬五千三百四十(約四%)は酒客として證明せられたもエチニドラーにては犯罪或は反則の爲め逮捕せられたるもの、中捕縛

の際酩酊せるもの 男性五十八・三% 女性四十一・三%にして酒氣を帯びざりしものは僅に三十四・四%なりき

アイルランドにては千八百七十七年上院に於て過飯を問題として典獄(二十八)に對して囚徒の幾何か直接或は間接に中酒の犠牲たりしやを諮詢せしに其結果は

三回 八回 六回
六〇% 七五% 九〇%

ミドニー、ホウイットマン氏に據れば英國の女性は他の國に比すれば犯罪を爲すもの遙に多しと是れ女性に飲酒者多數なるが故なるべし即ち英國に於ては女性犯罪者一に對して男性犯罪者四の比例を示す拘留に處せられたる女性の四十%は既に十回餘の前科を徴せりレ、ピュン氏に據れば再犯の女性は再犯男性の六十二%を構成す警務監或は感

化院より改善の望なきの故を以て退出を命せられたる年少者の性を別つに女子は男子よりも二倍多し年少の犯罪者は千八百八十六年は男性總被判決者の七三%を領せり特に小兒の生命に關する罪を案するに、これはアルコール中毒との間に一條の平行線を書き得べきが如し人口一萬以上を有する北英の五六市にては酩酊(拘留)と小兒死亡(殺兒)の間に親密の關係ありリバアプールにては疑はしき小兒死亡二千二十中七百六十七と寢床に於て窒息せるもの千二百五十三は他の方法にて死に至らしめたるものなり土曜日より日曜日に至る夜は最も盛に飲み最も強く酩酊して拘留せらるるものも多く從ひて暴行に關する小兒死亡(殺兒)も最も屢々なり

米國は犯罪者中の飲酒家英國よりも著しく大なる比例を示すフ、#ラデルフイヤに於ては囚徒中八十

三%は酒客を算せりハリス氏の記する所によれば紐育州の囚徒八十%は飲酒の爲めに投監せられたるものなりと云ふ千八百七十二年ペンシルバニヤにて逮捕せられたる者の中八十三%は酒客に屬せりマサチユセツト州にては千八百七十一年囚徒中七十八・八%千八百七十二乃至七十四年捕縛せられたるもの、内六十六・九%は飲酒に耽けり内男性を六十七・三%女性を六十五・一%とせりカナダにては男囚の九十%女囚の九十五%は飲酒の爲め罪人となれり中央監獄にトロントーの囚徒七十

九七%は飲酒家なり
佛國巴里にては犯罪者の逮捕せらるゝ半數以上は二十歳以下にして而かも重罪多し是等は疑ひもななくアルコールに關するものにして犯罪者が酒客にあらずんば酒客の子なり
巴里の監獄醫ローラン氏によれば犯罪者十八中八

人の飲酒者ありとするは決して不當にあらず其四分の三は直接に過飲を告白し爾餘は中等量に安すと云ふと雖も嚴密に取調ぶるときは尙ほ且つ毎朝火酒を口にして食事毎に一乃至二リートの葡萄酒を傾くものなることを知る

看守教習規則の改正に就て

京都 小川 信 男

今回司法省訓令第六號を以て看守教習規則改正せられたり該新令たるや之れを従來の看守教習規則に比較するに大體に於て其の差異を見ざるが如きも教習科目に於て少からず増加を見る之れ獄制の進歩改善に伴ふ結果なるべく即ち此種人材を要求する所以に外ならざるを信す真に機宜に適したる改令と謂ふべきなり故に當路者宜しく改令の趣

旨を意味し十二分の効果を擧げられんことを希望す醜て舊來行ひ來りたる教習方法を見るに各監獄に依り其教習科目に多少あり又教習期間に於ても長短ありしは事實なるが如し之れ規則の新舊共に其第一條但書に規定する所にして即ち監獄官たりし經歷を有する者及び學術の素養ある者に對しては教習期間を短縮し又は同科目の一部を若くは全部を省略することを得るは勿論なるも事實は然らずして缺員を補ふが爲め或は教習受命の時日に早晩あるより便宜混合教習を爲し卒業試験をば教習受命の時日遲速に依り區別するは煩累に失すと爲し又は他の事情の下に便宜方法を執ることありて其結果但書をのみ強て多く適用し來りしものゝ如し然れども之れ亦止むなき事情の存するものあらん即ち各地方の看守應募多寡又は其採否如何に依り欠員を補ふに容易なる否との點より自然教習

期間に或は科目省略に手心を要したるならんも此手心たるや一考を要することにあらざるや苟も司獄吏として戒護其他の事務に直接する看守を養成する方法にして斯の如しとせば優秀なる司獄吏を得る其難きは勿論其職責をさへ盡す底の人物を養成するを得るや否や憂慮に堪へず斯界の爲め眞に悲まざるを得ず予は規定の最短期なる二箇月間教習の一事を以て善良なる司獄吏を得んことを懇求するに非ずと雖も上述せる欠員等の理由下に未成教習生に規則第一條但書を強て適用し卒業の形式を用ひ實務に就かしむるは其危険なること恰かも累卵の如きを覺ゆ左なきだに屢聞く其職務執行に遺算を生じ爲に戒護其他の事務に不尠の悪影響を來したることを而して上位者が之に訓諭するに或は平素法規研究を怠り居るが故を以てし或は又常に武術操練の練磨足らざるに塵すと爲し甚たしき

に至りては受諭者の人格問題に及んで受諭者の立つ所を知らざらしむるに到る而して該訓諭は獨り教習上りの者に止まらず故參者間にも耳にすること稀なりとせず固より是等訓諭を受くるは受訓者各自の不明に歸すと云はゞ即ち止む責は斯の一事に在りと謂ふを許さず一は亦教習未成の間に卒業の形式を用ひ實務に就かしむる缺點あると平素文武及び實務練習に指導宜しきを得ざる結果にして上述の訓諭は取りも直さず教へずして事の完きを要求するに似たり或は難きを強ゆると謂ふも過言に非ざるべし此度の改令科目増定等此種人材を養成する趣旨にある以上自今規則第一條を勵行し即ち二箇月以上は絶対に教習を施し例外を以て原則の上に置くか如きこと莫からしめんことを望む而して改令は舊期よりも科目數多きが故に假りに實務教習を除外するも最短期二箇月間には各學科

の大要だに教授するを得るや否や疑なき能はず況
んや規則第一條但書を強て適用し期間を短縮し若
くは科目省略等を爲するに於ておやに望むらくは
歩一步を進め現に實務に座し居る者に對しても同
則教習科目を標準として此等學術を講習したらん
には其益する所尠少なからざるを信ず或は曰はん實
務者に教習科目を引用するは實務者を輕侮するも
のなりと然れども新令教習科目は獄務に直接必要
あるものにして斯く關係深き學科を平素復習し自
然に獄務に興味を收得せしめなは徒に斷片零碎的
學術の講習を爲すよりも遙に有利なるにあらざる
なき乎果して然らば上述せる上位者の小言的訓諭
を受くるの要もなかるべく亦爲すの要もあらざる
べし從ふて相互に虚心平氣以て職務に執掌し職務
執行を爲すを得ば延て不知不識獄制の上に好影響
を及ぼすに至らん偶教習規則の改正に當り所思を

述ぶること爾り



獨語

嶽堂

八

東洋經濟新報第六百四十二號に牛中山人あり説を
爲して曰く此三十餘年來北米に於て學理的事業管
理法と云へる事起り盛んに研究せられ又盛んに實
行せられて大に勞働者の功程を増加し從て同國の
生産を發達せしめ居れり學理的管理法とは如何な
ることなりやと問へは勞働者が從來唯一種の仕來
即ち一種の習慣法に依りて行ひ來りし無數の仕事
例へは鐵石炭の取扱煉瓦の積立等を學理的に研究
して之を改良し勞働の効果を増加せしめんとする
にあり近來經濟學化學等の進歩に伴ひて百般の事
業は漸次學理的に取扱はるゝこととなりしが未だ
學理の應用に漏れたるもの即ち勞働者或は其の團
體の仕來りに一任したる部分甚多し學理的管理法

は之を開拓せんとするの目的にて成れるものなり
と

成程彼邦に於ても勞働に従事するものは智識に乏
しき階級に最も多く爲めに舊來の仕來り慣習に甘
んじたること多々あるへし學理的管理法の效果必
すや顯著なるものあらん米人が學理の應用に抜目
なきは感服に堪へざるなり牛中山人又其次に説て
曰く
古人曰く馬鹿と缺とは使ひ様に依りて切れるとは
は馬鹿と缺とのみならず人間何人も皆然らざるは
なしと
因て思ふに監獄作業又は囚人備役に就ても兎角舊
來の仕來り慣習に一任しあること多くして常識を
以て觀るも迂遠極まれるもの尠しとせず米人の熱
心に鑑みるべきことならずや

九

在監人の看讀書籍は之を官本制度に改むへしとは
我監獄界積年の宿題なれども經費其他の事情の爲

實行を見ること能はさりしか此頃に至り當局の盡力に依り之れが實行の緒に就くを得たるは獄務上の一進歩と謂ふへし既に私本制度を廢止し官本制度を採用せらるれば書籍の購求及差入等を禁止するに至ること勿論なりされは之れが書籍の選擇は最も須要なることなるへきが從來各監獄に於て官本無きにあらざるも折角備附せられある書籍にして在監人の手にたに觸れざるもの往々之れ有るを見たり斯の如きは官本あれども猶官本無き同一の憾あるにあらずや是れ購入の當初其選擇を誤るものあるに因らざるか之を東京の書肆に聞く圖書の需用に就ても自ら地理的分布あり例へは甲の圖書は關西に發賣高多數を占め乙の書籍は關東に需用甚た多きと云ふか如しと蓋し文明の程度を始め人情風俗の異なるものあるに因るならんか監獄備附の圖書に就ても大に參照すへきことなるへし多數の圖書を購入備附するも事實在監人の看讀に適せずとせば其甲斐なきに至ればなり又從來多數の監

獄に於ける備付の圖書は修身宗教に關するもの多數なるか如し修身宗教の書可は可なりと雖も之を熟讀玩味するには餘りに堅硬に失すとせば在監人には猫に小判の類ならんのみ彼の黒馬物語の如きは一小冊子にして且其内容假設的に過ぎされども毫然人心の琴線に觸れ讀者をして知らず識らず動物を虐待するの一大罪惡たる感を起さしむ謂ふこと勿れ小説たるを以て在監人の看讀に不適當なりと苟も取捨斟酌宜しきを得は小説も感化上宗教道徳哲學の書に優るものあり一概に小説なりと之を有害視するは未だ淺薄の識を免れざるなり

十

都會の監獄を參觀せしもの、先づ腦裏に印象するものは其職員と其仕事振とを問はず何となくハキハキとして垢抜のしたる點にあり殊に余の如き田舎者には此感最も深し固より遠慮なく批評せしむれば非難する廉なきにあられども其ハキハキとしたる所は甚氣持好きを覺へしむ尤も田舎には田

舎の長所あり眞面目にして耐忍強き所は概して多く之を田舎の監獄に於て見るを得たりされは兩者の優劣は姑く之を謂はざるも田舎の長所を捨てずして都合の特徴を移植せば所謂柳の枝に櫻の花を咲かしたる觀ありて一種獨得の妙あるを得へきか多少無理なる注文ならんかなれども若し能ふへくんは斯くありたりしと思へり採長補短に志ある人士は平素部下の教養に就き工夫あらんことを希ふ

十一

數人相集まれは其間自ら群集心理の發生するは免れざる所なり在監人とても一の集團たれば此理に漏るゝこと能はざるへし唯在監人は法の威力を以て個人的に意志の自由を束縛せらるゝを以て其活動を逞ふること能はざるのみされども人心自然の作用は其缺陷を求めて之に竄入せんとすること猶流動物の如し監獄殊に雜居制の監獄に於て在監人に一種溷濁の氣風は行はるゝあるは之れか爲なるへし又時として檢束力の及はざる所には群衆心

理の片影の閃くことあるは注意深き監獄官の能く見る所たりされは監獄官吏たるものは遇囚上個人的心理の状態を詳察するの要あることは勿論なれども團衆としての心理状態を察知して之に對する方策を講究するの要あるへし平素全體若くは多數としての在監人の意向に注意せば純御上利する所あるのみならず時として暴發其他不正の企を未然に豫防し得るの利あることならむ當に斯等の利あるのみならず群衆心理を利用して積極的に之を正路に指導し得るにあらざるか學者群衆心理の性質を説明して曰く群衆の心理は衝動性、易變性、憤激性、被誘性、輕信性なり而して推理は不可能なりと其性質何れも不良の傾向を帶ふるにあらざるはなしと雖も然れども凡そ一切の事物絶對に善なるもの無きと與に又對絶に惡なるもの無し火酒も時としては醫藥の資となることあり群衆心理を知りて之を善導するに努むれば大に得る所あるべしと思はる研究すくき問題ならずや

保 護

保護瑣談

伊藤 俊 光

一 免囚保護と監獄行刑とは密接の關係あるを以て其間常に連絡を失ふことなきを期せられたし或學者は免囚保護の事業は監獄行刑の延長なりと云ひしはとなりされは歐米諸國に於ては監獄のある所必ず保護會ありて保護會は恰も監獄の附屬機關たるか如き觀なきにあらず監獄行刑と免囚保護とは其性質成立及事業の方法に就て固より大なる相違あるは言ふまでも無けれども保護會にして若し監獄との連絡あるなく孤立の狀態にありとせば到底充分の活動を爲すと能はざるべし出監者ありて保護を要する場合に於て保護者側より先づ最も必要と思ふものは被保護者の性格品行職業技能教育宗教の如何を始めとし

犯罪の原因動機其他個人的關係の一切を知悉せんことに有らん而して斯等の事項の刑の執行を了したる監獄にあらざれば容易に之を知ること難し殊に保護すべき出獄人には其未だ出監せざる以前に於て本人に面會し置くの必要もあるべし是れ皆保護會と監獄との間には一道の脈絡貫通あるを要する所以ならざるは無し是を以て監獄が保護會を援助して可成經營上の便宜を與へらるゝは勿論保護會は監獄に信賴する所ありて萬事々情の疎通を圖り圓滿を缺くが如きことなからんことは余の切に希望する所なり

二 曩に某保護會を訪問せしに當時數名の被保護者を收容せられたるにより被保護者の原籍職業年齢教育宗教犯罪の原因動機目下の行狀並に其親族關係等に就き一々詳細の質問を爲せしに主任某氏は多忙の身にも拘らず夫々懇篤なる答辯を與へられたるは余の甚だ満足せし所たりしが被保護者中の或一名は其年齢二十四五にして目

保

護

下豆腐屋の手傳に雇はれ會内より日々通業しあり本人の父は相當の資産家にして村内に於ての名望家なるか上に本人は中等教育をも了へたるものにも拘らず志す所ありて出京し一朝墮落して犯罪を累ね再犯の身となれりと余は再び其行狀改悛の有無及父兄との現時に於ける關係を問へば某氏答へて云ふ行狀は善良にして改悛の状態あるを認む唯父兄との間には曾て一回の通信だも無く殆んど義絶の状態にありと是に於て余謂らく斯るものを會内にて保護せんよりも寧ろ親族に仲裁して歸郷せしめんにかかざるべし父兄なるもの或は本人今日の墮落を聞きては一時立腹せしことも之れあらんかなれども骨肉の悲しさ此青年の前途を思ふては心私に眠食も安からざるもあらん殊にその成育又は教育の程度等よりせば甘んじて豆腐製造の如き手傳に従事すべくもあらざるべければ長く續くべしとも思はれず加ふるに青年の身の再び誘惑に陥り易き虞な

しとせず如かず速に其家庭に歸らしめんにはと其後如何になりしかは聞がされども余は本人の爲め今も尙爾かく思へり保護と云へば萬篇一律の取扱を爲すが如きは何れの保護會にても往々見る所なれども保護の要は出獄人をして社會正路に立たしむるには如何にせば最も安全にして利益あるかを考慮し之に相當の助力を與ふるにあれば各個人の事情に基づきて取扱ひ時としては臨機應變の處置を取りてこそ始め活用もあるものとす注意されんことを望む

三 免囚保護事業に就き二個の大切なることあり一同情二確實なる經驗となり同情の斯業に必要なることは言ふまでもなく世人の一般に知る所なるが其實行の方法宜しきを得されば縦令焔ゆるが如き同情心ありとて其結果は失敗に終らざるはなかるべし歐米に於ては免囚保護と云はず一般の救濟事業に就き舊來の感情的慈善主義は既に捨てられ科學的實驗的に之を研究するの

趨勢にありと一利の起る所一害の之に伴ふて起り易きは免れ難き所なれども救済事業の如き其弊害の起り易きものあり殊に英國の貧民制度の如きは其最なるものなるべし是れ皆な其實行方法に於て誤れるの結果ならざるはなし近來免因保護の事業は將に各地に勃興しつゝあるは社會の爲め慶賀すべきは言ふまでもなく又免因保護に就き著しき弊害の生じたることは聞かざる所なれども弊害を未然に豫防して斯業の健實なる發達を期するは實に今日にありされば保護の實行を始め其經營上に關しては經驗に基きて萬事研究に怠らざるの注意ありたきものなり

四 社會救済事業に伴ふて起り易き弊害は被救済者をして隋心を増長せしめ益々彼等をして精神的に墮落せしむるの傾向あるものごとす免因保護も亦廣き意味に於ける救済事業の一たるを失はず従つて被保護者をして隋心を生せしめず獨立自營の生活に入らしめることを要す由來犯罪人

は一面に自我心の強烈なるものあるに拘らず他方に依頼心の増長し易きものありとす殊に長期入監者に在ては紀律的監獄生活の影響として氣力沮喪し萬事消極的にして人に依頼するの風甚しきものあり而して依頼心の甚しき愈々固有なる意情の惡風に陥り再び舊夢の迷宮に入りて覺らざるに至るされば保護者たるもの一時の感情に駆られ干渉其度を逸するときは或は恐る彼等の依頼心を増長せしめ精神的に墮落せしむることを殊に職業に就ては人間生活の原則たる勞せされば食せずとの金誠を服膺實踐せしむること最も肝要なり羅馬クレメント四世曰く彼等をして勤勉ならしめよ然らば彼等は善人たらんと此一語は監獄行刑の指針たるのみならず又行刑の延長たる免因保護事業に従事するものゝ忘却すべからざる教訓たり試に彼等が犯罪に陥りたる多數の遠因に溯りて之を考察せば思ひ半に過くものあらん固より保護の方法個別的たるを要

し各個人の性格境遇に伴ふて千差萬別なるべし悲しめるものは慰藉すべし愁ふるものは奨勵すべしと雖ども其根本原則としては之を鞭撻し之を激勵して獨立勉勤の途に行かしむるにあり加ふるに一般貧民の勞せされば食すること能はざるべきに出獄人たるの故を以て勞せずして衣食を得るごせば即ち如何に其事の社會の正義を害するの恐れあるのみなり併て良民の嫉視を招くに至るなからんか勿論一時の必要に迫られては衣食を與ふるも不可なりとせず金錢を貸與するも餘義なき所ならんかなれども是も一時應急の措置たるに過ぎずして保護としての常道たるに非らざるを注意すべし

業に盡力し來れるが今回富士郡にても佛教家慈善家の發企にて各宗寺院の聯合の下に親善會なるものを起し郡内四十四箇寺の住職は奮ふて各自擅信徒中の出獄人を保護する由保護の方法としては職業の紹介資金及器械器具の貸與親族との仲介或は出監時に於ける衣類旅費の給與等一般の保護會と異なるものなれども免因の外不良少年の保護並に犯罪豫防の事にも盡力せらるる等なり會長には加藤孝賢氏副會長には岩田智岸氏あり其他理事評議員には何れも各宗寺院の中有力なる僧侶を以て之に充て顧問には貴衆兩院議員郡長警察署長並に縣會議員ありて將來有望の保護會なるが如し尙此際聯合の寺院は基本金として五ヶ年を期し金一千元を積立つる旨を協定せりと云ふ

富士佛教親善會の設立

静岡 岡 通 信

静岡縣下に於ては從來勸善會佛教慈善會佛教救済會の外志太郡には佛教慈善會ありて免因保護の事

通信

岡山便り

擅窓生

拜啓秋漸く酷にして清涼洗ふか如く人心自ら眞摯に相成候處各位愈々御多祥奉恭賀候 借讀書思索の事固より時なし之に熟する者をして云はしめば四季の差別なく忙も可、閑も亦可なりと申候も今や一般讀書思索上の最良時期に御座候於茲乎生も抛棄せる秃筆を採り順縁を求め二三の事項を記し候へば

一、都市の繁榮と犯罪者

凡そ一都市の繁榮程度を窺知するに最も明瞭なる方法は犯罪者の數と驛の昇降人員とを比較する一事に有之候今其實例として廣島市と岡山市とを比較するに廣島市は世人の知る如く彼の二大戦役に

る時刻に候尤も午後六時より八時迄の間には商品の店頭に於て竊取せられたるもの又は湯屋の盜難が多數を占むる義に外ならず候

三、活動寫眞と犯罪

現今活動寫眞の流行は都鄙を通して極盛に達せるの感有之候今當市の活動寫眞に就て申上候得ば其觀覽者たる者は大抵中小學校生徒及普通青年者並に不良少年に候而して彼の醫家の看る如く人暫く暗黒の裡に在て急激に光明に觸るゝ時大人に在ては單に眩しさを感ずる位なるも兒童にては多少眼に疼痛を覺へ且つ視力を衰弱せしむる事實あり今活動寫眞館に入り浸れる普通青年者を調査致候へは多くは疲勞の結果其翌日業務に怠る者あり次に不良少年の事は今更申す必要無之候而して彼の學生にて連夜活動寫眞を觀る者は何れも疲勞を覺へ發達力を鈍うし兎角成績優良ならずとの由に候乃ち生は平素其點に着目し曾て入監者に就て調査致候處二十歳滿者の十中の六七は活動寫眞を好む者

て一時發達し人口約十五萬餘を有するも商工業は現今基微振はざる乎の感も相起り候いしが岡山市は徐々として確實に發達し來り十年前の岡山市と現在の岡山市とは目立つ變化は無之候得共廣島の同期間に發達したるよりも岡山市は確實によりて以上の發達を來したるは事實に御座候而して十年前岡山驛の昇降人員と近來の昇降人員とは實に二倍強に相成候乃ち當市内の犯罪増加も殆んど倍強の狀況に認められ候

二、岡山市の窃盜犯罪

客年當市内の盜難總件は千四百十五件内屋内竊盜八百七十四件屋外竊盜二百二件船中一件掏摸の數三百三十八件なりと又其盜難と時間との關係は七百三十八件の盜難に罹る者の内午前六時より正午迄に百二十三件午後一時より同五時迄百十六件午後六時より同十一時迄二百五十七件午後十二時より午前五時迄百七十二件時刻不詳の盜難は七十件なり而して午後六時より十一時迄が最く盜難に罹

に御座候然り活動寫眞と犯罪者とは餘程深き關係を結べる感相起り候更に其心性に對する方面を調査致候得は學校教育上に觀る活動寫眞は視力を疲勞せしめ且つ頭腦の整理的發達を妨げ殊に數理上の思考力を減殺するのみならず奇醜なる映像より男女戀愛的性情を養ひ來り不知不識の裡に（不良道へ導かる）不良少年と化する者も不尠候 前述の如く午後六時より同十一時迄の間に於ける竊盜犯人多數有之候は小人の常所謂夜蔭人目少き時に行はる是れ开が個々の信仰心なき結果茲に至るものと存候以上は當市擴張の實況に對する犯罪觀察上より記述したるものに付之を採り以て全國に比較すること出來難く候得共不良少年の墮落徑路若し其點に多數有之候へは茲に現在拘禁中の青年犯罪者に就き確實なる調査の必要相起り候而して勢ひ多數青年犯罪者に求めむとするには彼の特設監獄に於ての調査を希望せざるを得ずされは必ず隠れたる參考資料を見出せるならん然らば一部

の再犯豫防策にも相成るべき乎と思考致候先は右の次第迄申上度勿々敬具

●網走監獄入佛式

網走通信

網走監獄に於ては去る九月二十四日秋季皇靈祭の日をトシ監獄創始以來の死亡者追弔法會並に明治三十五年以降四十三年までの死亡八十有九名の合葬式を舉行す當日は網走町各宗寺院の僧侶を招聘し各官衙の長官及び名譽職員等多數の來賓ありて嚴肅なる法筵を勤修せり式の次第左の如し
一同着席、典獄の告示及訓諭、導師燒香勤行開始
典獄燒香並に吊祭文 各員燒香 導師教誨 退場
又墓地には一大石碑を建設し式の前日典獄は教誨師及び職員を率ゐる墓前に臨み又附近耕耘地に出役せる囚人をも參列せしめ親しく讀經及燒香式を舉げ終りて參列囚人に對し典獄の訓諭あり
尙二十五日には二見岡出張所に於て更に本監同様の式を舉行せり參集者一同は唯聖代の洪恩に深く

感激せり蓋し彼等は無期及長期の刑なれば自己の死後を思ふの情一層切なるものあるに依るならん當日典獄の吊祭文及訓諭の大意左の如し

吊祭文

維時大正二年九月二十四日網走監獄教誨堂に於て時差香花の奠を修め以て當監創始以來の死亡及び明治三十五年已降の死者八十九名の遺骨を收め之を合葬せし處の萬靈を吊祭す
夫れ死生は世の常にして免るべからざる處なり而も生死の始終を識らず空しく光陰を送りて一身を罪科に投し遂に一命を鐵窓の下に落す人生の不幸何者か之に過きん僥諸子が在世の行爲を追思すれば悚然として心膽を寒からしむるものありと雖も世々聖世の恩澤に浴し嚴正なる規律の下に懇々たる訓示諄々たる教誨に啓蒙薰陶せられ翻然改悛の花を咲せしも輩一度無常の風來りぬれば即ち二つの眼たちまちに閉ち一つの息永く絶へぬれば紅顏空しく變して遂に白骨のみを殘れり嗚呼悲しかす

すや幽魂冥々何れにか託して何れにか逝く尸は偃蹇として墓地にあれども之を葬るの姻戚なく未だ一掬の水一枝の花を手向けて之を訪ふの知友なし實に人生悲惨の極とす吾人司獄の職に在る者豈一片同情の涙なからんや
本官茲に本日を下し法會の大典を舉げ聊か哀悼の誠を輸す蓋し之れ天恩の餘澤に外ならざるなり黃泉途遠くして相隔たると雖も魂や髣髴として來り饗けよ

大正二年九月二十四日

網走監獄

典 獄 正七位 勳六等 大谷友次郎

●長野監獄松本分監入佛式

並に追弔法會

松 本 通 信

今般長野監獄松本分監へ松本市の篤志者山口源四郎島村正言市川健治郎の三氏より由緒ある方便法

身の本佛尊像並に莊麗なる宮殿の寄附あり該本尊は嘉吉年間の頃より松本市の舊家倉科家に奉安せるものなかりしか故ありて右三氏の有に歸したるものなりしと云ふ尙本派本願寺より之に相當せる打敷並に四具足の寄贈ありたるを以て去る二十四日の秋季皇靈祭日を下し松本分監に於て入佛の式典を舉げたり其前日看守部長佐藤鍊次郎の先導にて教誨師渡邊信海御本尊を捧持し長野監獄教務主任石上超然供奉し各寄附者守護しつつ同監獄に來るや分監長關久之介及看守長前田政之助等之を出迎へ教誨堂に入り石上教誨師御厨子を開き御尊像を宮殿内に奉安し勤行の後ち扉を閉ち遷坐式を終れり

當日午前十時渡邊教誨師恭く佛龕を開扉し關分監長は受刑者同一に對し入佛式及追弔法會施行の旨を告げ石上教務主任導師となり讀經あり渡邊教誨師は敬白文を朗讀し各員順次燒香し夫より關分監長の再告辭各宗寺院總代の法話石上教務主任の懇

篤切實なる教誨ありて全く式を終りたるは正午なり其間受刑者一同は感涙滂沱歎歎するもの多く感動著しきを認めたり當時分監長の朗讀したる告辭は左の如くありしと云ふ

告辭

維時大正二年九月二十四日秋季皇靈祭日をトし入佛式を擧ぐるに當り各宗僧侶並に來賓の光臨を得たるは本職の光榮とする處なり抑も彌陀如來は其慈悲廣大にして機の善惡を撰はす根の利鈍を問はず普く萬機を攝託し玉ふ故に當分監に刑の執行を受くるもの大悲圓滿智德無量の妙相に感し道念を惹起し更に教誨師の訓化に遵ひ各邪執を去り正義に基き生きては皇國忠良の民となり處世の方途に迷はず死しては究竟の彼岸に達し樂邦無爲の妙境を期すへし茲に所感を叙して告辭とす

大正二年二月二十四日

松本分監長

典獄補正八位勳八等 關 久之介

磯次郎明治七年九月二十一日生は營繕土方石工兼工場内掃夫に就業せしめ初次郎は行狀普通磯次郎は賞表二個を付與せられし者なるか九月十八日午後三時四十五分頃前記工場内に於て初次郎は擅に作業席を離れ約五間隔りたる同工場内物置内にて磯次郎が作業しつゝあるを窺ひ疊工作業用庖刀を以て突然斬付け數ヶ所に切創を負はしめたりと云ふ之れか原因とも見るべきものは磯次郎は初次郎と醜交を結はんとて懇親を盡すも初次郎之を承諾せざるに依り磯次郎は擔當看守に初次郎か紀律違反を密告し爲めに他の工場に移さるべしと思慮し斯くては折角習はんとせし疊工に従事するを得ざるに到らんと思詰め悲忿の餘斯る結果を惹起するに至りたるなりと

●父母に會はんとて逃走を企つ

大阪市東區上本町六丁目二百二十九番屋敷長谷川庄次郎明治六年六月十三日生は去る明治四十二年

彙報

●小鋏を以て同囚を毆打す

九月九日神戸監獄に於て竊盜十五犯懲役五年囚今田德松明治十七年十二月十一日生竊盜家宅侵入九犯懲役九年囚近藤惠吉明治十三年九月二十日生の兩名は共に綿練職に就事せしめありしに同日午前六時三十分頃器械置場の件に就き互に口論を爲したる末德松は作業用の小鋏を以て惠吉の頭部を毆打し疾病休業二日間を要する切創を負はしめたりと云ふ

●疊工作業用庖刀を以て同囚を斬る

小菅監獄第九工場内に於ける出來事なりき殺人三犯懲役十五年囚岩村初次郎明治二十四年七月二日生は疊工に持兇器強盜五犯有期徒刑十三年囚柳澤

五月十日竊盜累犯罪に依り京都地方裁判所に於て懲役十七年の宣告を受けたるものなるか同四十五年五月一日三池監獄へ轉入し爾來探炭第五工場第六工場を経て本年七月一日より第十一工場木綿織工に服役中なりしが長期刑にして到底生前に於て両親に再會すること不可能なるを苦慮し寧ろ生命を賭して逃走するに如すと決意し九月十七日午後零時二十分頃工場用の総絲機臺に使用すべき繩及淺黃木綿切を懷に包藏し晝食後擔當看守某が工場外部の掃除を爲さしめ居る際同囚井上平次郎が目薬の點眼を出願したるに因り視外線なる工場内に入りたる瞬間に總干用の竹竿を第十工場裏煉瓦堀に立掛け工場區劃の約六尺の古柵堀に登り立掛けたる竹竿に依つて煉瓦堀を踰越せんとせし看守に認められ縛に就きたりと云ふ

●仰臥の儘にて縊死す

香川縣木田郡坂の上村大字高野四百六拾七番地平民山田スエは殺人未遂犯被告事件に依り去九月二

十七日高松監獄に拘留せられたるものなるが翌二十八日午前一時四十分頃其居房なる女拘留監第五房に於て自己所有の木綿縮腰帶(長六尺二寸)を頸部に二重に纏ひ頸部右側にて堅く結束し其一端は右手に他の一端は背部に敷き蒲團の中に仰臥したる儘にて之を引締め縊死を遂げたり女監取締之を發見するや即時應急手當を加へたるも既に約三時間以上を経過し居りて遂に蘇生せず原因は入監後の舉動等に就き別に怪しむべき點なかりしも元來同人の被告事件は其内縁の夫か他に情婦あることを窺知し嫉妬の末殺意を生したるに因るものなるが齡も既に五十歳に及びながら痴情の爲め入監の身となりたるを耻ぢ遂に自殺を決意せしものならんと云ふ

●市ヶ谷監獄に赤痢患者發生

市ヶ谷監獄にて刑執行中なる懲役三月囚群馬縣利根郡池田村大字中發知三十八番地木村實而明治十九年三月生は去九月八日以來下痢を起し漸次赤痢

切外三ヶ所板塀二十七間倒壊し尙煉化素地約十三萬個を損傷したる旨典獄より其筋へ報告ありたり

●九州各監獄に於ける協定

九州の各監獄に於ては今般協議の上在監者食量等級並に作業別食量耕耘運搬營繕監獄備夫工錢其他作業督勵上に關し協定する所ありたる趣なるが作業督勵に就き決議せし事項は左の如しと云ふ

決議事項

- 一 一ヶ月を通し科程を了し成績良好なる者には入浴度數を一次(五日又は七日)毎に一回増加すること
- 一 六ヶ月を通し作業に精勵し其成績良好なる者には之を表彰する爲め褒狀を附與し左の優遇を爲すこと
 - イ 被服は賞遇者に次き良品を貸與すること
 - ロ 監房工場の席次は上席とし入浴も亦賞遇者に次き他者に先立たしむ
- 一 勞務留置者は可成勞力多き作業に就くること

擬似の症候を逞したるを以て同監獄に於ては隔離の上治療中なりしに同十三日に至り粘液血便を排出し愈赤痢病と確定したりと感染の徑路未だ明ならず目下調査中の由

●看守長任用試験

廣島監獄に於ては來二十五、二十六の兩日看守長任用試験を舉行せらるゝ筈なるが受験者は廣島監獄二名山口監獄二名松山監獄一名松江監獄二名にして岡山監獄にては應試なしと試験委員長は廣島監獄典獄石井光美氏の由なるが之れか改正看守長任用試験規程に依る試験の嚆矢なるべし

●安濃津監獄の風水害

安濃津地方は去二日夜來の豪雨絶へず降續き翌朝に至り強風さへ加はり安濃川の提防は決潰して監獄附近に奔流せしに折柄滿潮に會したる爲め水量頗る増加し益氾濫を逞し次て岩田川の堤防二ヶ所約五間決潰し地方一帶の混雜非常なる者ありしが之が爲め同監獄にては新築監房拘留監構内假設仕

●司法省公文

司法省監甲第八五九號

廳キニ作業品ニ屬スル分任物品會計官吏ヲ命セラレ差支ナキ旨司法次官ヨリ通牒ノ次第有之候是右ハ小分監ニシテ特置ノ必要ヲ認メサル處ニ在リテハ素ヨリ從前ノ通御取扱相成差支無之候得共其他ノ本分監ニ於テハ自今作業主任(分監ニ於テハ作業主任)ニ作業品ニ對スル分任物品會計官吏ヲ命シ作業品ノ購入受入保管賣却等ニ關スル總テノ事務ヲ掌理セシメ苟モ作業品ニ屬スル物品ニ付テハ作業主任ノ責任ニ歸セシメ監督整理上一層精確ヲ期スル様取計ニ命ホ左ノ事項御承知相成度此段及通牒候也

大正二年九月十一日

司法大臣官房會計課長 平野亮平

司法省監獄局長 谷田三郎

監獄

御中

一、藥品ハ一製作命令毎ニ其所要數量ニ限リ之ヲ作業擔當者ニ交付セシメ決シテ餘分ニ交付セシメサル事

但附屬品ニ付テハ此限ニアラス

一、同上所要數量ハ製作上過不足ナキ様常制精確ノ調査ヲ遂ケ其交付シテ仕拂ニ立タル數量ノ總價額ハ直ニ製品賣却評價ノ憑據ト爲シ得ル様取計ハシムル事

- 一、若シ交付數量ニシテ過剩ヲ生シタルトキハ作業主任ノ之ヲ檢査シ他へ使用シ得ヘキ見込アルモノナルトキハ之ヲ返納セシメテ
- 二、製品ノ組入レ評價ヲ付シ置テ檢取計ハシムル事
- 一、製品ノ賣却評價ハ作業主任會計主任及用度主任(分監ニ於テハ主任ニ該當スル者)ノ協議ニ付スル等評定ヲ誤ラサル様ニ注意ヲ拂フヘキ事
- 一、作業ノ器具器械ハ作業主任ヲシテ時々實地ニ就キ檢査セシメ其交換補足引上ケ等ノコトヲ敏捷ニ取計ハシムル事
- 二、作樂品ノ購入ニ付テハ努メテ安價ニシテ相當ノモノヲ得ル様ニ層注意セシムル事
- 販賣品ノ製作數量ニ付テハ豫メ其適度ヲ量リ賣却時機ニ付テハ機宜ヲ誤ラサル様ニ層注意セシムル事
- 從前製命命令所要以外ニ工場ニ交付シアルモノハ此際整理スル事

司法省
監獄局監甲第八六一號
俸給及雜給雜費仕拂豫算調書並監獄職員現給調別紙樣式ニ依リ每年十月十五日迄ニ提出相成度明治三十九年十一月監甲第七二五號通牒ハ自今廢止ス此段及通牒候也
大正二年九月十二日

監獄 典獄御中

司法省監獄局長 谷田 三 郎

大正何年度上半季
雜給
俸給及雜費仕拂豫算調

俸	給	給	給	給	給	給	給	給	給
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸
俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸	俸

備考

- 一 列任官ニシテ軍人恩給ヲ受クル者アルトキハ其人員、金額ヲ備考トシテ末尾ニ記載スヘシ
- 一 特別手當ニ付テハ特別技能ノ種類別ニ人員並ニ給與月額ヲ備考トシテ末尾ニ記載スヘシ

監獄職員現給調

何年十月一日現在

監獄醫	委任 待遇	監獄師	委任 待遇	教授	待遇	小使	給仕	人員一人 平均月額 給與月額
看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	
看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	
看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	
看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	看守	部長 待遇	

司法省監甲第八六六號

曩キニ監獄ノ事務分掌及監獄官會議ニ關スル規程訓令相成候處在監者ノ書信接見ニ關スル事項ハ各主任ノ掌理事務中ニ明記無之他ノ主任ノ主管ニ屬セサル事務ナルヲ以テ文書主任ノ掌理ニ屬スル義ナレトモ便宜戒護主任ニ掌理セシメラレ候モ 差支無之依命此段及通牒候也
大正二年九月十六日

監獄 典獄御中

司法省監獄局長 谷田 三 郎

司法省監丙第九〇六號ノ二
看守長任用考試規則ニ因ル 考查ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通金澤監獄典獄ノ問合ニ對シ乙號ノ通回答致置候間爲御心得此段及通牒候也
大正二年九月十八日
司法省監獄局長 谷田 三 郎

甲號 發第一三二七號
看守考查ハ現任ノ看守ニシテ三年以上引續キ在職シ精勤證書ヲ有

スルモノニ對シ之ヲ爲ス規定ニ有之候處右在職年數計算方ハ現在ヨリ測リ引續キ三年以上ナラサルヘカラサル儀ニ有之候義又現任看守ナレハ會テ三年以上引續キ在職シタルモノモ差支無之哉聊カ疑義相生シ候ニ付何分ノ御回答相成候様致度此段及照會候也

大正二年九月十日

金澤監獄

典 獄

司法省監獄局長殿

乙 號

司法省監獄第九〇六號ノ一

九月十日發第一三二七號ヲ以テ看守長任用考試規則第一條中引續キ在職ノ意義ニ關シ御問合ノ趣了承右ハ後段御意見ノ通り御取扱ヒ相成差支無之候此段及回答候也

大正二年九月十八日

司法省監獄局長

金澤監獄

典 獄

●金澤監獄典獄ヨリ問合ノ件

看守長任用考試規則及ヒ看守女監取締考査表取締規程申左記ノ件疑義有之候條何分ノ御回答相成候此段及照會候也

大正二年九月三十日

金澤監獄

典 獄

監獄局長殿

記

一、看守長任用考試規則ニ依ル考査ハ現在看守在勤廳ノ典獄ニ於テ之レチ爲スヘキモノナルコトハ勿論ノ義ニ候處任用試験ハ控訴院管内ニ於ケル一監獄ニ於テ之レチ執行スル様相成候ニ付テハ考査ヲ爲シタル典獄ハ考査合格者ハ之レチ發表シ一面之レチ試験委員ニ通報セサルヘカラサル義ト思料ス而シテ之方通報ニハ考試合格者ノ考査表(監獄官會議ノ意見ヲ聽取シテ真否ノ判定ヲ記入シタル分)ヲ添付スルヤ又ハ單ニ考査合格者ナル旨ヲ通報シ差支無之哉二、看守女監取締考査表取締規程第四條ハ監獄官會議ノ意見ヲ聽取シ真否ヲ定ムル意ニ候義將又典獄ニ於テ之レチ定ムル旨趣ナル哉

●金澤監獄典獄へ回答ノ件

九月三十日發第一四一一號ヲ以テ看守長任用考試規則並ニ看守女監取締考査表取締規程申疑義ノ件御照會ノ趣了承政候右者左記ノ通りニ付御了知相成度此段及回答候也

一、前段御意見ノ通り考査表ヲ添付スヘキモノトス

二、監獄官會議ノ意見ヲ參考トシテ聽取シ典獄ノ自由裁量ヲ以テ真否ヲ決定スヘキモノトス

監獄局長

金澤監獄

典 獄

司法省監獄第九〇一號

監獄局長

本年七月當省訓令第五號看守女監取締考査表取扱規程ノ適用上四ヶ月毎ニ視察ノ結果ヲ考査表ニ記入スル都度看守長任用考試規則ニ依ル考査ノ手續ヲ爲シ成續ノ判定ヲモ之ニ記入スヘキモノ、如ク解釋セラル、向モ有之趣ニ候處看守長任用考試規則ノ考査ハ其性質任用試験ノ準備手續ニ屬シ現ニ任用試験ニ應セントスル者ノ適否ヲ審査スルヲ目的トスルモノニシテ四ヶ月毎ニ考査ノ手續ヲ爲サシムル旨趣ニハ無之候條爲念此段及通牒候也

大正二年十月六日

司法省監獄局長 谷田三郎

監 獄

典

御 申



叙

任

高野篤一

典獄補 高松知周
(横濱)看守長 朝幸田 彦四郎

岩國分監長典獄補 大島房吉

(神戸)典獄 有馬四郎助
(東京)典獄 木名瀬禮助
(市谷)典獄 森元祐
(巢鴨)典獄 坪井直彦
(大塚)典獄 杉野喜祐
(京師)典獄 野口謙造

任通譯兼看守長 黒木麟鹿
巢鴨監獄詰ヲ命ス 十八圓ヲ給ス

名	稱	地方名	出席者氏名
眞哉俱樂部	部	東京	柴田英之
八王子扶養會	同	東京	林雅次郎
東京府曹洞宗報救會	同	東京	山志田普照
東京出獄人保護所	同	東京	原胤昭
齊修會	同	東京	河野純孝
日蓮宗東京慈濟會	同	東京	武木英龍
自立會	同	東京	武田慧宏
東京與仁軍會	同	東京	齋藤康磨
同	同	東京	雄谷俊良
同	同	東京	山室軍平
同	同	東京	山田彌十郎
同	同	東京	曾谷千枝子
同	同	東京	瀧田達禪
同	同	東京	田近宥徳
同	同	東京	丸山信之
同	同	東京	瀨川了全
同	同	東京	西川良清
同	同	東京	鶴牧得之
同	同	東京	柴田慧鳳
同	同	東京	小林仙苗
同	同	東京	明峯榮泉
同	同	東京	環源太郎
同	同	東京	川上村積善會組合
同	同	東京	千葉縣石川町慈濟會
同	同	東京	那珂郡北部佛教興隆會
同	同	東京	三濱佛教紹隆會
同	同	東京	水戸佛教慈善會下支部
同	同	東京	紫東慈惠會
同	同	東京	那須佛教慈恩會
同	同	東京	山梨慈善保護會
同	同	東京	靜岡縣佛教慈濟會
同	同	東京	靜岡縣佛教慈惠會
同	同	東京	志太郡佛教慈惠會
同	同	東京	靜岡縣勸善會
同	同	東京	遠州保善會
同	同	東京	遠州佛教救濟會
同	同	東京	遠州郡佛教慈光會
同	同	東京	愛知縣慈惠會
同	同	東京	三重縣保護會三重授業院
同	同	東京	野州一心會
同	同	東京	同願寺布教會
同	同	東京	本願寺布教會
同	同	東京	坂井縣保護會
同	同	東京	福井縣福田會
同	同	東京	加能縣惠保護場
同	同	東京	海老澤乾樹
同	同	東京	宇都宮惠繼
同	同	東京	岩佐智常
同	同	東京	安中純亮
同	同	東京	澤田唯頂
同	同	東京	立松凌雲
同	同	東京	中井木儀
同	同	東京	齋藤隆法
同	同	東京	津田壽其
同	同	東京	池田文庵
同	同	東京	佐竹準
同	同	東京	鹽谷月屬
同	同	東京	大塚辨祐
同	同	東京	山本大全
同	同	東京	加藤義雄
同	同	東京	小坂平次郎
同	同	東京	石原惠照
同	同	東京	芝原正隨
同	同	東京	三宮聖信
同	同	東京	小川旭鷲
同	同	東京	北條尊善
同	同	東京	泉城澄

會報

協議兼講演會

中央保護會に於ては本月六日より同十二日まで全國各地方保護會代表者を招集して協議會を開き引續き講演會を催したるが來會百六名にして内代表の資格者七拾名篤志參會者三拾六名なるが全國に涉り參會せざる府縣とては全く之れ無し又議案は主として中央保護會と地方保護會との關係並に各地方保護會相互の關係なりしに協議の結果は聯合會創立の場合に就き例外を設けたると諸帳簿諸表様式の件を委員附託としたるの外は一切原案通りに可決せり會員は何れも始終に熱心勤勉にして開期一週間に亘りて欠席者僅に二三名に過ぎず非常の盛會なりし今來會者氏名並に開期間の日程及協議案とを掲ぐれば左の如し

保護事業協議會及講習會へ出席者氏名

任看守長	(松山)看守 堀尾貫道
松山監獄詰テ命ス	
二十二圓ヲ給ス	
任看守長	(橫濱)看守 中村利義
橫濱監獄詰テ命ス	
十一級俸ヲ給ス	
依願免官	
任看守長	(千葉)看守長 白坂晴
安濃津監獄詰テ命ス	
八級俸ヲ給ス	
任看守長	(松江)看守 箕島文太郎
千葉監獄詰テ命ス	
任看守長	(松江)看守長 藤尾順保
松江監獄詰テ命ス	
三十二圓ヲ給ス	
山形監獄詰テ命ス	(浦和)看守長 大澤利之
浦和監獄詰テ命ス	(山形)看守長 須賀井謙吉
任看守長	(宇都宮)看守 卜部基
宇都宮監獄詰テ命ス	
十級俸ヲ給ス	

事務の内容に就き閱覽を求めたるときは速に之を承諾するの義務あること

四 被保護者一身上並に求職の都合に因り轉地を要するときは各地方保護會は事情の許す限り之に應し引受保護すべき義務を負擔すること

五 一監獄管内に數面の保護會の設けあるときは左の方法に依り聯合會を組織して監獄との聯絡を完成し且一致の活動を爲すこと但特別の事情ある土地に於ては組織の形式に變更を加ふることを得

1 聯合會は聯合の各保護會を代表して殊に左の事項を取扱ふものとす

イ 監獄と交渉すべき事は一切之に任ずること

ロ 豫め釋放者の通知を受けたるときは監獄に出頭して保護の方行を打合せ釋放當日は出迎を爲し又適當と認むる保護方法を各保護會に通知すること但分監所在地には聯合

會の代表者を置くことを得

2 聯合會は監獄所在地の保護會内に其事務所を設けること

3 聯合會々員は各保護會長又は會長の指名せる役員を以て組織すること但當分の間監獄官吏の一名を加へて會員とすること

4 聯合會は中央保護會に加盟するを要するものとす

5 聯合會の經費は聯合せる各保護會に於て之を負擔すべきこと

6 郷黨保護を目的とする宗教家其他の團體は別に聯合を形成するを妨げずと雖ども保護事務に關しては他の保護機關と相互に氣脈を通し事業の發展を期すべきこと

7 同一地方に於て二箇以上の監獄の設けある場合に於ては第一項第一號第二號に拘はらず適宜の方法に因り聯合を組織するを妨げず聯合會は保護思想の普及を圖る爲め地方行政

官司法官監獄及宗教家慈善家の援助を受け他の慈善團體と協同し又は單獨に毎年一回以上講演會を開くこと但直接講演に要する費用は中央保護會より其幾部を補助することあるべし

七 被保護人を甲保護會より乙保護會に轉換せしむる場合は本人に要する旅費及雜費は自辨とし止むことを得ざる事由ありて補助するときは原保護會の負擔とす尙轉換に就き特に保護を要し附添人を派する場合に原保護會の支辨とすること

八 本人の身上より生ずる格別の事由に因り保護を轉換する場合は各保護會相互の交渉に依らしめ職業上の都合に因り轉換を要する場合には中央保護會之れか仲介の勞を取るべきこと

九 新に中央保護會に加盟せんとする保護會は既に加盟せる保護會の紹介に依ること但聯合會の設けある場合は聯合會の紹介を要す

十 加盟保護會其經營健全を缺くものありと認め

たるときは評議の上除名することあるべし

十一 各保護會には別紙様式の簿冊を備置くべきこと但各會の事情に依り記入の事項を増加し又は他の補助簿を設くるは差支なきこと簿冊の様式は之を畧す

其後の加盟保護會

佛教慈善會 遠江佛教救濟會 富士佛教親善會 有馬郡名宗聯合會 慈惠部 愛媛縣保護協會 日蓮宗 惠濟會 東京府曹洞宗報効會

本會の贈與金

九月中に於て本會は會則第十一條に依り退職者青木政吉氏外二十八名に對し各七圓以下贈與したり

新刊紹介

●英國の懲役囚

今回英國龍動フイッシュヤーアンウインより出版せ

る英國の懲役囚と題する一書はドクトルゴーリン
グ氏の著述にて監獄界に於ける近來の名著にして
頗る參考に資するもの多しと此程萬國監獄大會常
設委員會幹事長フワン、デルアー氏より態々同大
會常設委員たる谷田監獄局長の許へ紹介し來りた
り代價は九シリング我金四圓五拾錢なり

●囚人の心理

囚人の心理は文學士寺田精一氏の著述にして東京
市神田區裏神保町巖松堂より發行す著者は犯罪心
理專攻の人にして多年之れか研究に就事せられあ
りしか今回此書の發行を見るに至りたり犯罪心理
に就ては我國に於て之を研究する人甚だ稀にして
隨て著書も殆ど絶無と云ふ可き今日に於て此書を
得たるは同人社會をして渴者に飲を興へたるの感
あらしむ全編は之を三つに分ち第一編は犯罪の生
來及境遇第二編は犯罪者の心理第三編は囚人の心
理なるが多年巢鴨に於て直接實驗せられたる處に
依るもの多きか如し監獄官は勿論警察官免囚保護

事業の經營者並に犯罪心理を研究する人に執りて
は最も適切なるものにして近來我國に於ける此種
研究の良書として記者は推奨するに躊躇せざるな
り

會費拂込注意

- 一 會費を振替貯金へ拂込まれる向きにして
拂込まるときは必ず通知書の裏面通信文
欄内へ年月人員壹人當りを記せられたし
- 二 金額五圓未満の會費を銀行に拂込るゝよ
りも振替貯金へ拂込るゝ方便なり振替貯
金の口座番號は本誌表紙の裏面にあり就て
看られたし

▲國家醫學會々員募集

●本會は國家醫學及公衆醫事に關する左の學術を研究し其の應用の普及を謀る

衛生學、衛生警察學、學校衛生學、工業衛生學、監獄衛生學
 傳染病學、法醫學、精神病學、刑事人類學、毒物學
 保險醫學、災害醫學、裁判化學、醫事法理、醫制

●本會は隔月學會を開き隨時講習科を設け又實際問題の攻究をなすことあり

●本會は毎月一回國家醫學會雜誌を刊行して會員に頒布す

●會員は國家及公衆醫事に關係ある公人私人とす

●入會希望者は氏名、現住所、職業を明記し半ヶ年分又は一ヶ年分の會費を添へ事務所へ申
込むべし

東京會員は毎月集金人を出す故に會費添付に及はず

地方會員は振替貯金拂込用紙に裏書し申込まるゝを便宜とす

●會費は在京會員一ヶ月金貳拾錢、地方會員一ヶ年金貳圓(前納)とす

地方會員は前半年分(壹月——六月)及後半年分(七月——十二月)宛分納することを得

東京帝國大學醫科大學法醫學教室内

電話 下谷 四四三番
振替口座三五〇〇番

國家醫學會事務所

目的的事業入會手續

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口坐
番號
加入者
氏名

東京 貳五〇五九番

監獄協會

監獄協會雜誌廣告料(每月十日毎切)

壹頁半頁	拾五圓八圓
------	-------

但每號掲載スル特約者ニハ特別割引ヲ爲ス

大正二年十月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼編輯人
東京府豐多摩郡大久保町大字
西大久保三百八拾貳番地
伊藤 俊光
印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村 政富
印刷所
東京市麹町區下六番町十七番地
同 勞 舍
發行所
東京市麹町區四日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會
賣捌所
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院